

# 国連「子どもの権利条約」と学校改革

「子どもの人権と校則を考える会」岐阜県可児支部の運動

勝野尚行

\* 本論文の第1節および第3節は、私が1992年9月26日、岐阜県可児市「可児勤労者総合福祉センター」において開かれた「『子どもの人権と校則を考える会』多治見・可児合同実行委員会」主催の教育集会「明日に輝け！ 子ども達」で行った研究報告のレジュメ「国連『子どもの権利条約』と学校改革」の一部として、その中に盛り込んでおいたものである。そしてその後、比較的早くから、この「子どもの人権と校則を考える会」岐阜県可児支部の運動に注目して調査研究を続けていた、私たちの「教育をよくする岐阜県民会議」付設の第3期「『管理主義教育』調査研究委員会」が機関紙『かがやく明日へ』第3号（1992・10・30発行）で「可児問題特集」を組んだとき、そこに私は、小論「『子どもの人権と校則を考える会』（可児支部）の活動、社会的影響、課題等について」を寄せて、この岐阜県可児支部の運動をさらに詳しく紹介しておいたけれども、本論文第3節は、さらにそれを相当に補充したものである。

ここに掲載するほどまでには、この私の岐阜県可児支部の実践・運動に関する研究は、十分に熟したものにはなっていないけれども、いわばその中間報告として、ここに掲載することにした次第である。

なおまた、本論文の第2節は、私の所属する「東海教育自治研究会」主催の第2回「教育自治理論検討委員会」（1990・10・14開催）その他で発表した小論「生徒『生き埋め』体罰事件」を、さらに若干補充したものである。

## 第1節 「子どもの権利条約」の批准政策

1989年11月20日に第44会期国連総会において、今次の国連「子どもの権利条約」が満場一致で採択され、早くも翌90年9月2日には本条約が国際条約として成立し発効している。しかし、本条約発効後、すでに2年半の余も経過したのに、日本政府は92年3月13日ようやく本条約の批准を閣議決定したとはいえ、いまだに本条約の国会審議も批准もしていない。そこで本節では、この条約の採択から批准の閣議決定直後までの経過にそって、日本政府の批准政策を少しばかり概観しながら、それに対応する私たちの運動課題を考えてみることにしたい。

そして、とくに第2節では、そのような日本政府の批准政策が生み出される社会的理由の一つについて、私なりの探りを入れてみることにしたい。

そして、その上で、去る91年9月7日に発足し、その後も精力的に活動を継続してきている、「子どもの人権と校則を考える会」岐阜県可児支部の誕生から現在までの運動の経過にそって、この岐阜県可児支部の活動の価値と、その要求の正当性について、続く第3節で極力明らかにしてみたいと思う。

なお、日本政府による今次条約の批准政策の詳細については、別の機会に解明してやることにするので、ここでの批准政策に関する検討は、その概観にとどめている。この批准政策の検討を私は、近刊予定の拙著『子どもの権利条約と学校改革』の中で行う予定にしている。

### 権利条約に関する学習運動の発展

周知のように、国際連合第44会期総会は、人類史上で画期的な価値を有する、かの「子どもの権利に関する条約」を満場一致で採択した。かの「子どもの権利宣言」を国際連合第14会期総会が採択した1959年11月20日から満30年後の、1989年11月20日のことであった。そして、その後、本条約の批准国が20か国を超えたために、条約第49条(効力発生)の規定により、早くも本条約が成立・発効した。翌1990年9月2日のことであった。本条約が人類史上で画期的な価値をもつことからくる、まことに異例のスピードでの本条約の発効であった。

したがってまた、その採択・発効の前後から、日本国内でも本条約の早期批准を求める学習活動や運動が発展したことは、至極当然なことであった。

日本国内での「子どもの権利条約」に関する学習活動の発展についてみれば、今次条約の採択前後から、かの「国際教育法研究会」を中心に、実に多数の著書・冊子・論文などが精力的に発行され、これらが今次条約の理解を深めるのに大いに活用され、今次条約批准への期待を大いに高めたと思われる。

そして、その結果として、今次条約の早期完全批准を求める運動が一定の高揚をみせたことは間違いない。本条約の啓蒙書として出版された代表的な文献を若干なりあげておこう。

国際教育法研究会訳編『子どもの権利に関する条約、人権委員会草案全文』子どもの人権保障をすすめる各界連絡協議会(子どもの人権連)・89年3月、国際教育法研究会訳編『子どもの権利条約』子どもの人権連・89年12月、国連「子どもの権利条約」批准促進国民運動実行委員会『子どもたちにたしかな未来を』90年3月、永井憲一他著『解説、子どもの権利条約』日本評論社・90年5月、子どもの人権連編『子どもの人権読本』エイデル研究所・90年9月、喜多明人著『新時代の子どもの権利』エイデル研究所・90年10月、アメリカ自由人権協会著・青木宏治他監訳『生徒の権利』教育史料出版会・90年11月、東京弁護士会編

『弁護士70人の提言、子どもの権利条約と日本の子ども』90年11月、牧証名著『かがやけ子どもの権利』新日本新書・91年1月、下村哲夫編著『児童の権利条約』時事通信社・91年4月、教育科学研究会編『子どもの権利条約、学校は変わるのか』国土社・91年8月、増山均著『「子どもの権利条約」と日本の子ども・子育て』部落問題研究所・91年12月、一番ヶ瀬康子他編著『子どもの権利条約と児童の福祉』ミネルヴァ書房・92年3月、日本弁護士連合会編著『子どもの権利条約と家族・福祉・教育・少年法』こうち書房・93年2月、等々。

### 国連「子どもの権利条約」の画期的価値

ここで以下、今次条約の画期的価値を素描しておくことにしよう。しかし、今次条約の画期的価値を全面的に明らかにするためには、その価値を少なくとも法形式面および内容面の両面から解明していかななくてはならないが、ここではその余裕はないので、その画期的価値を、もっぱらその内容面に限って素描しておくことにする。

(1) 子どもの権利論・人権論の方面から今次条約の画期的特徴をみたときには、少なくとも次の3点ぐらいの特徴をあげることができるように思われる。そして今次条約は、これらの子どもの権利や人権などを広く承認することによって、大人に対して、子ども観の根本的転換と、これまでの「大人の善意」の問い直しとを求めながら、子どもたちに「最善の利益」と「最大限可能なまでの発達」を保障しようとするものであるということができよう。

- ① 子どもに固有な権利(社会権)の総合的・包括的な承認(前文、第3条、第6条、第26条、第27条、第28条、第29条など)
- ② 子どもにも普遍的な人権(自由権)の承認(第13条～第17条など)
- ③ 子どもの意見表明権の承認(第12条)

(2) 親の権利論の方面から今次条約の画期的特徴をみたときには、その特徴は、両親の「子どもの養育および発達に対する第一次的責任」

と、子どもの権利行使への親の指示・指導の権利・責任とを明示したことにある。そして我々は、この両親の第一次的養育・指導責任が、単に家庭教育などの中だけではなく、学校教育の中にまで広く深く及ぶ養育・指導責任であることを、よく自覚していなくてはならない。（第5条、第14条2、第18条1、第18条2など）

(3) 子どもの権利・人権・意見表明権などのより十全な保障のためにはまた、論理的に考えてみれば、学校教職員が行政的支配から解放されて、父母や子どもたちからの教育要求によく応えることができるように、自分たち自身が自由・権利・人権をよく享受し得ているという環境・条件の創造整備を必要とする。そのような環境整備の仕事に学校教職員は父母との共同の下で取り組まなくてはならないということになろう。この点に関しては、父母・住民の側からみても、まったく同じことがいえる。

#### 権利条約に関する政府側の見解

日本の政府・文部省側は、すでに早く90年9月2日には今次条約が発効しているにもかかわらず、相当に長期間、今次条約に関する政府訳も政府見解も発表しなかった。そして、ようやく政府見解を発表したのは、1991年11月頃から翌92年2月頃までにかけてであった。

例えばそれは、岡本薫（文部省学術国際局国際企画課課長補佐）執筆の論文「『児童の権利に関する条約』について」（雑誌『学校経営』第一法規、91年11月号所収）とか、同誌所収『学校経営』編集部「Q&A『児童の権利条約』について」とか、河原節子（外務省条約局国際協定課）の紙上談話「子ども条約、問題ない国内法との整合性」（『毎日』92・2・3付）などとして発表された。

今次の国連「子どもの権利条約」は、単に現行学校内「校則」に対してだけではなく、現代日本の学校教育などの法制度全般に対して根本的な改正・改革を迫るものであり、例えば、現代ドイツ（とくに旧西ドイツ）においてみられるような、子ども・教職員・父母の学校参加法制の実現を、つまり本格的な教育改革・学校改革を要求するものである。

しかし、これらの文部省・外務省等の見解は、そのような見識を示すものではまるでなく、今次条約の批准を単なる形式的批准で切り抜ける、まさにそのための準備キャンペーン的性格をもつものに過ぎなかった。

例えば、これらの岡本薫論文および雑誌『学校経営』編集部「Q&A」を瞥見してみれば、これらの文部省見解全体を組み立てる論理は、次の3点に要約することができるものであったことが、よく知られるのである。

- ① 今次条約の趣旨は、日本国憲法・国際人権規約などと同じものである。
- ② 現行日本の法制度は、これら日本国憲法・国際人権規約に違反していないことは、各段階の裁判所判決によって証明されている。
- ③ したがって、今次条約と現行日本の法制度は、矛盾・抵触しない。

この論理にてらせば、今次条約の批准にともなって、現行日本の法制度を改正することなど一切必要がないということになるが、これらの文部省見解は事実、その旨を主張するものであったのである。

そしてまた、これらの岡本論文および雑誌『学校経営』編集部「Q&A」の文部省見解における今次条約の理解の仕方は、あたかも今次条約が現代日本の子どもたちにはまるで関係のない条約であるかの如くに描き出そうとするものであった。例えば、そこにはくり返して、次のようなことが書かれていたからである。

「この条約は、主として発展途上国の現状を踏まえつつ、十分な保護を受けて健やかに育つことすら困難な状況に置かれた児童に、生きる権利、健やかに育つ権利などを保障することを主眼として作られたものであると言えます。」

そしてまた、河原節子の紙上談話「子ども条約、問題ない国内法との整合性」は、結論的に次のように述べたものであった。

「(条約と国内法の間)に矛盾があれば通常は条約に一部留保をつけて締結するか、国内法を改正するかのどちらかですが、今のところ、開

題はありません。]

この見解もまた、条約批准にともなう国内法改正等の必要を一切認めようとしないう見解であった。

#### 日本政府による条約批准の閣議決定

以上に瞥見したような政府側見解を受けて、日本政府はようやくして1992年3月13日に、今次条約を批准することを閣議決定した。その決定に際して閣議に提出された政府内部文書・資料等の一部には、次のようなものがある。

- ◎ 外務省文書「児童の権利に関する条約の説明書」(92・3)
- ◎ 政府文書「政府の考え方『児童の権利に関する条約』について」(作成年月日不詳)
- ◎ 法務省資料「児童の権利に関する条約について」(92・3・17)

そして事実、案の定、この3・13閣議決定は「子どもの権利・人権のより確かな保障のために、教育・福祉等の法制度の見直しに本格的に取り組む必要がある」という主旨の「国際教育法研究会」などの主張を全面的に退けるような中身の決定であった。

例えば、上記の外務省文書の第3章「条約の実施のための国内措置」には、実に次のように書かれていたのである。

「1 この条約の実施のためには、新たな国内立法措置を必要としない。

2 なお、この条約を実施するためには、予算措置は不要である。」

このような外務省見解の結論は、例えば、その第1章「条約の締結により我が国が負うことになる義務」の第2項には「この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずること」とあるから、この条約締結にともなう義務にも明白に違反していることになる。それにもかかわらず、外務省がこのような結論を出したのは、この外務省文書もまた「児童の人権の尊重というこの条約の目的は、基本的人権の尊重を理念とする我が国の憲法と軌を一にする」と書いてるように、今次条約をもっぱら日本国憲法等

の理念にてらして皮相かつ観念的にとらえて、子どもたちの教育や福祉や生活の現実にてらしてリアルにとらえる真摯な態度をとっていないからである。

そしてまた、文部省見解に違いのないともみられる、上記の政府文書「政府の考え方」には、都合7つの論点が表示されているが、そのうち第一の論点「意見を表明する権利と校則、カリキュラムに対する児童の意見表明との関係」の箇所では、本「条約第12条は、児童に影響を及ぼす全ての事項について自己の意見を表明する権利を規定するものであるが、同条は児童の意見を相応に考慮することを求めるものであり、児童の意見を無制限に認めるものではない。したがって、例えば校則やカリキュラムについて児童の意向を優先することまで求めるものではなく、それらは学校の判断と責任において決定されるものである」と述べており、第二の論点「自由権の保障と校則等による児童の行動などの制約との関係」の箇所では、本「条約第13条～第16条に規定する表現の自由、思想・良心の自由、集会・結社の自由等のいわゆる自由権については、既に日本国憲法や国際人権規約の規定により、児童に保障されているものであるが、学校においては、教育目的達成のために必要な合理的範囲内であれば、校則等によりそれらの権利に制約を加えて指導を行い得るものと解されている。このような基本的考え方は、条約が批准されても変更されるものではない」と述べており、第七の論点「学校教育全般への影響」の箇所では、本「条約が批准されても、現在の学校教育の基本的な在り方を変革する必要はない。学校において児童一人一人を大切にされた教育指導、学校運営が行われなければならないことは当然であり、従来からもこのような考え方に立って指導を行ってきたところであるが、今後、条約の趣旨も踏まえ、一層その指導を徹底していくことが必要である」とまで述べているからである。

#### 閣議決定の内容に対する社会的批判

このような日本政府による条約批准の閣議決

定（批准政策）は、至極当然なことながら、その後には厳しい社会的批判にさらされることになった。

例えば、『毎日』新聞社説「条約の精神ふまえた審議を」（92・4・26付）は、今次条約の特徴に関して「これまで、子どもは『保護される存在』だったが、この条約は、子どもを『人間としての権利を持った存在』とし、さらに、その権利を行使することを認めている。新しい子ども観への転換ともいえる画期的なものだ。それは、子どももまた、市民として大人と同じ権利を持つようにするという、人権思想の歴史的発展の上に登場したものと位置づけられよう」と解説した上で、続けて「日本政府の国会審議・批准に向けての態度は、子どもの『最善の利益』を保障しようとするものではない」と、その批准政策を強烈に批判していた。

さらにまた、『中日』新聞社説「子どもとの『付き合い方』条約」（92・5・5付）は、政府の批准政策に関して「批准はしたものの何も変わらないのでは意味がない」とか、さらには「ただ批准すればいいのではない。批准によって大人と子どもの関係が、そして子どもたちを取り巻く環境がどう変わるのか、変わらないのが大切だ。どうしたら条約の精神を生かせるのか、子どもの本当の幸せとは何なのか、幅広く、奥深い議論をし、政府は真剣に対応してほしい」などと書いていたからである。

#### 条約の実質的批准を求める実践・運動

(1) さきの政府文書「政府の考え方」などが「条約が批准されても、現在の学校教育の基本的な在り方を変革する必要はない」とか、さらに岡本薫論文などが現代日本の管理主義教育の基礎に据えられている「特別権力関係の理論」は「批准後においても、なおそのままに有効である」などと述べている理由は、一体どこにあるのか。

ここでは私は、その理由として、次の2つぐらいのものをあげておきたい。

その第一は、政府・文部省の教育政策・教育行政の動向にてらしてみれば、日本の政府・文

部省の側に、今次条約の批准を転機にして、現代日本の管理主義・競争主義・国家主義の教育を本格的に見直し改革する意思がまるでないということである。

その第二は、子ども・教職員・父母の教育実践・教育運動の動向にてらしてみれば、今次条約の採択・発効・閣議決定などを転機として、本条約の実質的批准を求める運動が、もっと具体的にいえば、子どもの権利・人権・意見表明権の保障をめざす実践・運動が、その発展の豊かな可能性を奥深くに秘めていながら、なぜか一向に発展してきていないことである。だからこそ日本政府は、いわば「批准はすれども、何もせず」というような批准政策で切り抜けることができるかと判断しているのではないか。

そのような実践・運動がいまなお低迷・停滞している、その理由は一体どこにあるのか。そしてまた、その秘められた可能性を現実的運動に転化させる上での困難はどこにあるのか。これらの問題こそ、まさに今後、我々が本格的に解明していかななくてはならない問題だといわなくてはならない。

(2) 今次条約の実質的批准を求める我々の実践・運動の現状について、以上に私は「発展の豊かな可能性を奥深くに秘めている」と書いたけれども、このような実践・運動に関する現状認識それ自体は、かつて「教育をよくする岐阜県民会議」付設の第2期『「管理教育」調査研究委員会』が編集した報告書『人としてかがやく明日へ』（89年4月発行）の第1部結章「『管理教育』に関する社会的意識調査結果のまとめ」で私が提示しておいたものである。そこで以下に、それに若干の修正を加えて、再度ここで提示しておくことにしたい

「管理主義・競争主義の教育の推進・徹底の政策は、子どもたちの強い反感・反発・反抗を呼び起こしており、父母・教職員の疑問・批判・抗議を広く生み出しているという意味で、子ども・教職員・父母たちとの間で、いよいよ深刻な矛盾に直面している。政策と要求との矛盾の激化・発展は、不可避的である。

管理主義・競争主義の教育を改革する可能

性は豊かに実在する。

しかし、そのように管理主義・競争主義の教育を改革する可能性は豊かに実在しながら、その改革が実現しない理由は、現代日本において、行政的な教育支配の体制が異常に強固に形成されており、そのために、子ども・教職員・父母の教育改革要求が内に封じ込められ、それを外に表面化させないでいるところにある。

どのようにして、どのようにするならば、そうした行政的な教育支配・教職員支配の体制を改革できるのか、内に封じ込められた改革要求を外に表面化することができるのか、行政的支配の重圧から子ども・教職員を解放することができるのか、問題はまさにこの一点にあるといえるのではないか。豊かに実在する管理主義・競争主義の教育の改革可能性を現実のものとするために、どんな手だてを考えていったらよいのか、どんな現実的方法があるのか。我々は今後、まさにこの問題について解答を出すように精一杯努めなければならないであろう。」(同、60頁)

かつて私が提起しておいた、現代日本における管理主義・競争主義の教育の改革に向けての、問題であり課題である。

\* いま考えてみれば、この課題提起には若干一面的なところがあり、現行の管理主義・競争主義の教育体制が教職員・父母の多数によっても支持されていることを、必ずしも明確に指摘していないという欠陥がある。このような欠陥は、我々が当時行った社会的意識調査の限界に由来している。

(3) 日本政府が今次条約の批准を単なる形式的批准で切り抜けようとしている理由の一つが、まさに我々の実践・運動の低迷・停滞にあるとすれば、そのような低迷・停滞を打開しながら、我々の実質的批准を求める実践・運動をさらにいっそう拡充し発展させていこうとしている「子どもの人権と校則を考える会」岐阜県可児支部の運動の価値は、いかにしても否定できないであろう。そのような理由から、私は後の本論文第3節「子どもの人権と校則を考える」

の箇所では、相当に詳細にその岐阜県可児支部の運動についてみていくことにする。

(4) しかし私は、その前にさらに、現代日本における管理主義教育体制の構造のことについて、とくに次のことを指摘しておかなくてはならない。

それは、その現代日本における管理主義教育体制の構造は、今次の国連「子どもの権利条約」の実質的批准を求める実践・運動を、つまり子どもたちの権利や人権の実質的な保障をめざす教育改革・学校改革の実践・運動を、学校教職員の主導で組織し発展させることを著しい困難に陥れているということである。というわけは、その現代管理主義教育体制の構造的特質は、単に政治的・行政的な教職員支配をいっそう徹底させていることにあるだけではなく、学校教職員の多数を管理主義教育の推進派(積極的または消極的な)に取り込むことによって、その批判派をいよいよ少数派に封じ込めてきていることにあるからである。

これほどまでに政治的・行政的な教職員支配が徹底してきているかぎり、管理主義教育の改革は、それぞれの学校職場において、批判派教職員の多数を結集することによって、そしてその多数がさらに父母や子どもたちの多数と連帯し共同することによって、はじめて可能となるに違いない。したがって、その改革は本来、学校教職員の主導ですすめられて当然のものであるが、その批判派がいよいよ少数派に封じ込められてきているという現実、学校教職員の主導による教育改革・学校改革を、いまやほとんど不可能ならしめているときえいわなくてはならないであろう。

したがって、ある教職員学習交流集会の討論で「子どもへの人権感覚がまひしてしまっている教職員の姿が浮きぼりにな」るなかで、基調報告の「職場の困難さに立ち向かって、子どもの命と人権を守るとりくみに教職員の多数を結集する」ことを柱に「子どもの命や人権を守ることについてはだれでも必ず合意できる」ことを確認し合って討論をすすめ、その上で「少数でも『おかしい』と声をあげ、一歩もひかずに

仲間を増やしていこう」「子どもの本音やせつなさを知り職場の教職員全体でとりくんでいく姿こそ、親、子ども、教職員みんなの願い」「わが子が生き生きと主張し、明るく元気に活躍してほしいと願わない親はいない。教師も本当は親の立場と同じ」などの点で互いに合意し決意を固め合ったという報告が出されている（池田靖子）けれども、このような「教職員主導の学校改革」論には、建前論に過ぎて、所詮限界があるといわなくてはなるまい。

このような「教職員主導の学校改革」論にはもはや説得性が乏しいという意味ではなく、もしも「学校の中での教職員の真摯なとりくみと、父母、国民との共同のとりくみとが車の両輪のようにうまくかみ合って力強くすすむとき、希望を抱いた子どもや教職員の姿が活躍する」（同上）というのであれば、この「教職員主導の学校改革」論は「父母主導の学校改革」論と合わせ提起されなくてはならないという意味である。

そこで、以下の第2節では、現代日本における管理主義教育の体制が学校教職員の主導による教育改革・学校改革を、どれほどまでに困難に陥れているかについて、かの生徒「生き埋め」体罰事件を概観しながら、再度明らかにしておくことにしよう。

## 第2節 生徒「生き埋め」体罰事件

### ——管理主義教育の研究課題を探る——

かの「校門圧死」事件が新聞報道され始めるに至った（1990年7月7日以降）直後の1990年7月12日、新聞各紙はまた一斉に、生徒「生き埋め」体罰事件（以下「生き埋め」事件という）について報じ、人々に強い社会的衝撃を与えた。かの「校門圧死」事件のような生徒死亡事件ではなかったから、兵庫県立神戸高塚高校に対するほどに強烈な社会的批判を浴びるまでには至らなかった。しかし、そのために、むしろかえって、この「生き埋め」事件が発覚した後の学校側等の反応は、行政側のそれはもちろんのこと、多数の学校教職員・父母・住民等の意識・教育観の現実を、よりリアルに明らかにすることになっ

ている。本事件の経緯などを概観しながら、さきに拙著『教育基本法制と教科書問題』（改訂増補版、法律文化社、1991年）第5章補節の論文「国連『子どもの権利条約』研究の方法」などの中ですでに提起した、現代日本における教育の運動・研究の課題を、再度ここでも提起してみることにする。

\* 兵庫県立神戸高塚高校で発生した、かの生徒「校門圧死」事件そのものに関しては、すでに私は、拙稿「校門圧死事件をめぐって考える（その1）」と題して、東海教育自治研究会編『教育自治研究』（第3号、1990年）で検討しているの、ここでは再論しない。

### 事件の概要

当時の新聞報道を総括しながら、生徒「生き埋め」事件について概観してみよう。

(1) 福岡市立<sup>いさぎ</sup>壱岐中学校（福岡市西区拾六町2，生徒数723人）の7人の教諭が生徒2人を「恐喝事件を起こした」等の罰として、近くの海岸に連れて行って「生き埋め」にした事件は、新聞報道されたのはようやく90年7月12日のことであつたけれども、実は早く89年9月12日夜に発生していた事件であつた。教諭らが「恐喝事件を起こした」とみていた4人の生徒のうち、まず2人の2年男子生徒を担任教師が自宅から呼び出し事実関係をただしたところ、反抗的態度をとって「金は取っていない」と「恐喝」の事実を否定したため、他の2年生学級担任の6人の教諭と一緒に、かれらを別々の車に乗せ、学校から約8km離れた西区今津の長浜海岸（大原海水浴場）に連れて行き、波打ち際<sup>なみ</sup>の海辺にスコップで深さ70cmほどの穴を掘り、2人をその中に正座させて入れて、上から首まで砂で埋め「生き埋め」にした。生徒を見て一人の教師は「お前は死んでもいいっちゃろう」といったという。2人は約20分後に掘り出されたが、この間、教諭らは10数m後方で監視していたが、生徒2人は打ち寄せる波をまともにかぶり、海水を飲んだという。「そのとき教師たちは、いったい何を考えていたのだろうか」。生徒の一人がはい出そ

うとしたが、教師の一人は「何しよっとや」といって砂を再び固く盛り上げたという。約20分後に掘り出された生徒のうちの一人は「反省の色がない」として、掘り出された後に3人の教師から腰までの深さの海中に両手を引っ張られて連れて行かれ、そこで殴られたりしたという。その後も2人はなお、校則違反のズボンをはいて登校しているために、学校に入れてもらえず、通学していなかったという。

また、同じ教諭らのうち5人は、この2人を車で自宅に送り返した後、同じ9月12日の午後10時過ぎ、4人中の残る2人を学校の格技場に呼び出し、殴る蹴るなどの暴行を加えた。そのため、生徒の一人は口の中を切り、別の一人は翌日になって耳の痛みを訴えて診察を受け、左鼓膜が破れていることがわかったという。

なお、この生徒4人に対する体罰・暴力については、学校からは当時、市教委にはまったく報告されておらず、なぜか90年7月11日夜になって、校長から市教委に連絡が入って初めてわかったとされている。

(2) この事件が発覚し報道されることになった、その前日の90年7月11日夜、7人中の3人の教師は『毎日』新聞記者の取材に応じ、生徒「生き埋め」の罰について、次のように語ったという(『毎日』90・7・12付)。

「あの2人は2度も事件を起こしており、またやったのかと歯がゆかった。これだけ心配しているのにとせつなくなり、体でぶつかって指導しなければ、と思ってやった。客観的に見たらおかしいと思われるかもしれないが、教師として生徒を立ち直らせたいという気持ちだった。間違ったことをしたとは思わない。」

3人の教師たちは、20分間も海岸の砂浜に「生き埋め」にするという、まさに「常軌を逸した、恐ろしく怖い」残酷な行為に走ってしまったことについて、なおも「教師として生徒を立ち直らせたい」と思ってやったことで「間違ったことをしたとは思わない」と語っていたのである。「本気でそう考えたのだろうか。常識では信じがたいこと」のように思われる。「熱心な先生た

ちなのだろうか」ということは理解できるが、その方法はやはり常軌を逸している。歯止めが利かなくなっていることに怖さも感じる」という感想も出されている(秦政春)が、ここでも教職員の人間的「理性の喪失」現象が進行しているといわざるをえないであろう。したがって、次のようなまことに正当な批判が出されていた。

「荒れた生徒への教育は難しい。だが、問題が起きたときだけ対応する対症療法だけでは、根本的な解決にはならない。なぜ問題行動を起こすことになったのか、その根源にさかのぼって原因を探り、立ち直りの糸口を見つける必要がある。それは授業へのつまずきだったり、存在を無視する教師の態度だったりする。教師は普段からどの子にも心を通わせる熱意を忘れてはならない。」(『毎日』90・7・16付新聞社説「教師の『教育的熱意』を問う」より)

(3) この「生き埋め」事件が発覚して社会的批判が高まるなか、福岡市教委は90年8月29日、教諭7人の文書訓告、大穂校長の口頭訓告の処分を発表した。7人については地方公務員法に基づく懲戒処分の対象とはせず、単に服務指導の対象とした理由について、市教委は、① 教諭らの日頃の生徒への接し方、② 当該の生徒・家庭の状況、③ PTAや地域の状況、等々を総合的に検討し配慮した結果だと説明していたのである。

7人の教諭は、いかに「教育熱心のあまり」とはいえ、生徒2人を海岸の砂浜に「生き埋め」にし、生徒2人をまさに生命の危険にさらすような残酷な非人道的な罰を科したのであり、その後3人の教諭は2人を海中に引きづり込み、さらに体罰・暴力をふるったのである。加えて、5人の教諭は、さらに他の生徒2人にも体罰・暴力をふるい、一人の生徒には左鼓膜破損の傷まで負わせたのである。それなのに、これらの教師に対して市教委は「服務指導」をする程度の処分とし、一切の懲戒処分を科すこともしなかったのである。教職員の体罰・暴力に対する市教委のこのような態度は、あまりにも甘い厳しさに欠ける態度だといわなくてはなら



ない。これほどまでに甘い、教職員の体罰・暴力に対する行政側の態度の下で、果たしていつの日か「体罰・暴力の一掃」の達成は可能なのであるか。「体罰・暴力をふるった教職員に対して、市教委はもっと厳罰に処すべきであった」などという世俗的かつ低劣なことを私はいつているのではなく、極めて甘い行政側の体罰観がより根底的に反省され自己批判されなくてはならないということをいつているのである。学校教育法第11条の体罰禁止規定にてらしてみただけでなく、かの国連「子どもの権利条約」の思想・規定にてらしてみたときにはいつそう、このような行政側の甘い体罰観は断じて許容されるものではなく、明白に違法かつ条約違反の、まさに根絶されなくてはならない体罰観だといわなくてはなるまい。

「熱意とか努力をひときわ重くみる考え方が、日本にはある。結果がかりにまずくても『熱心にやった』ことに免じて、その責任を強くは問わなかったりする。しかし、場合によりけりではないか。過去にも熱心とか熱意を理由に、体罰教師を不問に付した例がいくつもあった。ところが、同じ教師がまた体罰事件を起こした例が少ないのだ。校門圧死事件を起こした教師も、以前に体罰を問題にされた一人だった。」（『朝日』90・9・10付新聞社説「体罰禁止はどうなったのか」より）

(4) 7人の教師を処分した福岡市教委は「生徒指導には優しさと厳しさの両面があるが、厳しさとは叱責などのことで、体罰は絶対に許されない。体罰容認なんてない」と語っている（指導課長）というが、生徒2人を「生き埋め」にして生命の危険にさらした教職員を「服務指導」するだけにとどめ、常日頃の教育条件整備・行政指導の責任＝怠慢を何ら自らに問い返そうとはしなかった市教委に、果たして「体罰容認なんてない」という資格があるのであるか。本事件は市教委の日頃の行政指導下で発生した事件であったのである。

事実、福岡県教委主催の教職経験5年の教職員を対象にした研修会で、講師の県教委高校教育課の指導主事は、90年7月27日午後、「県教

委は、体罰があったからといって、教師を処分することはない」などと講義し、体罰容認論を展開していたのである。

また、かの文部省初等中等教育局地方課編「教育委員会月報」（第一法規、90年8月号）の巻頭論文「教師に期待する」の中で、文部省はマスコミ等の「多くは体罰を一方向的に非難するのみで、それに代わる対策は何か、という現実的で視野の広い発想に欠けている」と書き、児童・生徒の「出席停止」「懲戒処分」の制度化を提案しているのである。

これに対して、上記の『朝日』新聞社説は「問題を抱えた子どもを学校としてどうするかは、もちろん真剣に論議されねばならない。ただし、対策が必要なら、それを考える第一の責任は学校であり、文部省だろう。体罰が横行する現状を『とりあえず、ほかに策はないから』と放置するとしたら、子どもたちは、たまったものではあるまい」と反論しているが、まことに正当な反駁だというほかはあるまい。

(5) しかし、より深く考えなくてはならない問題は、実はそこにはない。問題はむしろ、上記のような行政側の甘い体罰観に対応する社会的意識にこそあり、そうした体罰観を許容し支持する社会的意識の側にこそあると考えられるからである。

#### 本事件の発生原因を探る

この生徒「生き埋め」事件の発生原因にも言及した記事を、その後『毎日』新聞の前田岳都記者が「記者の目」欄（1990・9・11付）に「学校は『体罰＝熱心』の論理を捨てよ」という見出しの下でまとめ発表した。ここで前田記者は、なかなか注目値する分析をしてみせている。

(1) 処分を受けた教師の一人は、これで「これまでの自分の指導方針が変わるのかどうか、微妙なところだ」と語り、同じ処分を受けた別の教師は、これまでの自分の指導方針は「変わるかもしれない。生徒に手をあげても、マスコミを喜ばすことにしかならないから」「マスコミは学校現場の実情を知らないから、きれいごと

ばかりをいう」などと語っていたという。「生き埋め」事件が発生した理由の一つは、その2人の生徒が「違反ズボン」をはいて登校し、教職員たちに学校に入るのを拒否され続けたことにあるが、事件が発覚して処分を受けた後になってもなお、校長は「これからも違反ズボンをはいてくるなら、学校には入れない」と語っていたという。これらの事実をふまえて前田記者は、校則を守らない生徒たちを学校から排除するという論理は、その後もなおそのままに生きており、まさに「多様な生徒たちがいるのが学校であり、規則で縛りつけるのは『個性』を否定することになるという発想の転換はない」と書いている。さきの行政側の甘い体罰観の下では、事件発覚・行政処分の後になっても、そうした「発想の転換がない」のは、むしろ当然のことといえるかもしれない。

(2) その周囲を行政・校長・体罰肯定派教職員たちに取り囲まれた中で、では体罰否定派教職員たちはどうしているのか。体罰肯定派教職員の批判に向かって、さらには管理主義的生徒指導の批判と改革に向かって、なぜ体罰批判派教職員たちは、さらに本格的に歩み出せなかったのか。もしも歩み出さないでいる、あるいは歩み出せないでいるとするならば、それは一体なぜなのか。

より深く考えてみなくてはならない問題は、実はその理由にこそあると思われる。

教師たちの証言から聞いてみよう。

「体罰を実行する先生たちがいて、周囲もそれを容認する。そんな中で『たたくな』とは言いづらい雰囲気がある。若い先生はたたきたくないと思っても、周囲の先生たちを見てたたかざるを得なくなっている。」(福岡市内の中学校男性教師)

「体罰は絶対に反対です。ただ、そのことを学校で堂々といえない状況がある。かつてそれを職員会議で対立を覚悟して述べたところ、それから体罰を肯定する先生たちの態度が冷たくなり、非協力的となり、学級経営にも大きく影響した。今、学校で体罰に反対するのは、とても覚悟のいることなのです。」(北

九州市内の元中学校教師、体罰を拒否し続けて38歳で退職、間もなく他界した女性)

「いまの学校現場は、子どもの立場に立とうとしたり、子どもの人権を考えようとしていたり、自分のあり方を厳しく見つめていく姿勢を持つとうとする人間には、とてもしんどく息苦しく、まさにひん死の状態です。良心ある人も少しは残っていますが、もっとつらくなるでしょう。そして怖いのは、若い人たちがわけもわからず追従し、染まっていくことです。」(同上)

これらと類似の多くの証言を踏まえて、前田記者は「体罰がまかり通る学校現場の中では、体罰否定派の教師たちが『もの言えは唇寒し』の状況に追い込まれても、不思議はない」と書いているが、学校現場の実態をまことに鋭くえぐってみせたものといってもよいのではないか。

(3) 問題は学校現場にあるだけではない。その周囲にもある。

前田記者によれば、今回の生徒「生き埋め」事件をめぐる新聞社に寄せられた父母からの意見は「体罰教師を支持するものが大半」であったのであり、その論旨は「学校の静穏を保つために『荒れた生徒』に体罰を用いるのは熱心で、いい先生だ」というに尽きたという。これを受けて前田記者は「『普通の生徒』の親からすれば、それも分からないではない」と書いている。

「学校、体罰を支持する父母に共通していたのは『結局は(『荒れた生徒』の)親のしつけの問題ではないか』という意見だった。たしかに今回のケースは、家庭環境も背景にあった。が、親だけに責任を押しつけることが妥当かどうか——。」

続いて前田記者は、このように書いたうえで、さらに「私は戸惑いと空虚さを覚えたままである」と結んでいる。この結びにみられる若干のペシミズムを別にしていえば、まことに鋭い問題提起をしたものだと、前田記者のこの記事の中身について、私は考えるのである。

(4) その後に『朝日』92年4月30日付は、この生徒「生き埋め」事件を連載記事「働く場で」

の中で再び取り上げ、「体罰批判派を攻撃、事件発覚で女教師追及」の見出しの下、その後の福岡市立壹岐中学校内における、次のような驚くべき事実を報じた。

壹岐中学校のS教諭は91年8月に41歳の若さで死亡した。S教諭の夫は「死亡するまでの1年間、妻にとって職員室は苦痛の場だった」と語っているという。なぜS教諭にとって学校(職員室)は、事件発覚後に自律神経失調症から胃癌にまで、やがて死亡に至るほどまでの苦痛の場に転じたのか。その理由は本「生き埋め」事件発覚の直後から、学校内で事件を学校外に漏らした「犯人」捜しが執拗に開始されたからである。

本「生き埋め」事件発覚の直後から、体罰容認派教師たちによる「犯人」捜しが開始され、かれらは「学校に対する挑戦だ」「見つけたら絶対許さんぞ」と大声で話していたという。最初は「生き埋め」にされた生徒たちの親に疑いがかけられていたが、やがて予先が同僚に向けられ、学校が「子どもの安全のためには、実力で秩序を守る方針」をとっていた中で、常日頃から「人は人らしく扱われてこそ成長する」と体罰を批判していたS教諭に体罰容認派教師の目が集中していった。かれらから「学校と地域の恥をさらした。謝るべきだ」と非難されることになったという。

90年夏休み期間の研修会の場でも、本来の研修テーマからはずれて、「誰が漏らしたか」の議論が蒸し返され、S教諭は一人居残りを命じられ、3時間にも及んで「先生は非常に困った立場にいる」と、教頭から「告白」を迫られたという。2学期に入っても「犯人」捜しはやまず、ある教師が研修会の場で「事実がはっきりしなければ、研修にならない」と発言し、教師が一人ずつ順番に「誰に体罰事件のことを話したか」を報告させられることになった。教師の一人が「犯人捜しをしても仕方がない。体罰そのものについて議論すべきではないか」と発言したが、議論の方向転換には役立たなかったという。一人の体罰反対派の男性教師は「教師を襲ったり、暴力事件を繰り返していた生徒を力で鎮めた体

罰容認派の教師たちは、批判に耳を貸さなかった。少しずつ、ものが言いにくなっていって」と語っている。当時の校長は「犯人」捜しがあったことは認めたが、しかし「マスコミへの通報者がいては、本音で議論できないというのが犯人捜し側の教師たちの言い分で、仕方がない面もあった」と、これを弁護さえしていたし、教頭は「S教諭を追及した記憶は全然ない。しかし、マスコミが事件のいきさつを無視して批判することに反発する教師は、私も含めて多かった」と語り、むしろ自分自身も「犯人」捜しに荷担していたことを告白したという。

このような職場の「犯人」捜しの雰囲気の中で、S教諭は9月から自律神経失調症で2か月間休職し、91年4月からは胃癌で緊急入院することになり、8月に死亡してしまっただのである。この「生き埋め」体罰にあった生徒の親が学校を相手に起こした損害賠償訴訟で、S教諭は死亡する直前、体罰と「犯人」捜しの実態を明らかにする陳述書を書いており、S教諭の夫がこの陳述書を小冊子『もうひとつの生き埋め』にまとめたという。

#### 現代管理主義教育の研究課題

本事件をめぐる以上のような各種・各様の事実をよく踏まえて、以下に私としては、あらためて現代管理主義教育の研究課題を提起しなくてはならない。

(1) 現代管理主義教育の研究課題を本格的に具体的に提起しようとするれば、この仕事もまた著しく手間ひまのかかる仕事になる。そこで、ここでは、かつて私がかの生徒「校門圧死」事件に論究した際に書いておいたことを初めに再録して、ここでの私の課題提起を始めることにしよう。そこでは私は、次のように書いておいた。

\* なお、以下にH教諭というのは、兵庫県立神戸高塚高校において、かの「校門圧死」事件が発生した90年7月6日、午前8時半前後の「校門指導」において、鉄製門扉を「安全確認を怠った」まま力任せに閉めて、高校に入学したばかりの一年生、石

田僚子さんを右側頭部骨折などの致命傷で死亡させてしまった教諭のことである。(詳しくは、拙稿「校門圧死事件をめぐって考える(その1)」前出参照のこと。)

「より重大なことは、この事件は、管理主義教育体制が、たんにH教諭を一人生み出してしまったという程度にとどまらず、その周囲にいる多数の教職員たちを、人間的にも教育者としても、どれほどまでに腐敗させ墮落させてしまう体制であるかを、如実に実証した事件であるということである。もしも神戸高塚高校において、職員会議が教育審議機関として実在していれば、常日頃からH教諭のような教職員は、同僚教職員たちの厳しい批判にさらされ、H教諭もまた人間的・職能的に成長することができていたに違いないのである。しかし、管理主義教育体制は、職員会議等の権威を全面否認し、教職員を徹底した行政的命下支配下に置くことによって、多数の教職員が人間的・職能的に成長していく機会を奪い去り、かえって政治的・行政的な教育支配に迎合しながら管理主義教育を積極的あるいは消極的に推進する、そうした教職員を結果的に多数つくり出してきているのである。まさにここに、教職員の人間的墮落が広く進行し、遂には理性を喪失し人間性を麻痺させてしまったH教諭のような教職員が多数生まれる必然性があるのである。」(拙著『教育基本法制と教科書問題』改訂増補版、法律文化社、1991年、511～512頁)

つまり、現代管理主義教育の研究課題は、教職員たちの権威をよく回復することによって、職員会議等を教育審議機関に変え、管理主義が支配している現実の学校運営を民主主義の原理で組みかえる、そして教職員が人間的にも職能的にも成長していくことができる職場に学校を変えていく、この困難な課題に教職員・父母・子どもが協力・共同して取り組みながら、学校改革・教育改革をどのようにして実現・達成していくのか、この問題を解明することにある。

ひとまずごく一般的な形でいっておけば、現代管理主義教育の研究課題は、およそ以上のよ

うなところにあると考えられる。

(2) ところで、ごく表面的にみれば、神戸高塚高校のH教諭は純然たる加害者であり、さきにみた壱岐中学校のS教諭は被害者なのであるから、もちろん両教諭の問題を同列に論ずることはできない。しかし、S教諭の周囲には多数の管理主義教育の推進派教職員が存在したために、S教諭は結局死亡にまでも追い込まれたのであり、H教諭の周囲にはH教諭の指導方法についての多数の支持者(積極的にせよ消極的にせよ)が存在したために、H教諭の人間的理性の喪失が進行したのであるから、S教諭の死亡にせよ、H教諭の重大な過誤にせよ、両教諭の周囲を多数の管理主義教育の推進派教職員が取り巻いていたことから生まれた事件であることは間違いない。つまり両事件とも、政治的・行政的な教職員支配の下で生まれてきている、そのような学校の職場環境をベースにして発生した事件なのである。

そうだとすれば、このような職場環境の現実を我々が直視したとき、どの程度まで、各学校で批判派教職員の多数の結集が可能なのであるか、そしてまた、それら批判派教職員の多数を結集したうえでの「教職員主導の学校改革」論が成立する可能性があるのか、大いに疑問があるといわなくてはなるまい。

すでにみてきたような、現代日本における管理主義教育体制の構造にそくしてみると、各学校職場の中で、どれほどまでに管理主義教育の批判派教職員たちが窮地に追い込まれているか、そしてまた、かれらの手による「批判派教職員の多数の結集」がどれほどまでに困難を極めているか、よく知られるはずである。したがって、従来からの伝統的な「教職員主導の学校改革」論に我々がいつまでも固執しているかぎり、現代管理主義教育体制の構造改革は、到底不可能ではないかと思われるからである。

まさにここに、子どもの権利や人権の実質的保障をめざして、いまや新たに「父母主導の学校改革」論が合わせて提起されなくてはならない理由がある。

(3) このような「父母主導の学校改革」論が

成立する可能性については、今後各方面から明らかにしていくことにするが、ここではさしずめ、次の3点だけを指摘しておくことにしよう。

第一に、さきの前田記者の報告にそくしてみれば、この前田報告は、今回の生徒「生き埋め」事件をめぐって新聞社に寄せられた父母からの意見は「体罰教師を支持するものが大半」であったと書いているが、この点については私は、あくまで父母から「新聞社に寄せられた」意見に限って、その大半が体罰教師を支持するものであったことに、よく注意しておかななくてはならないと考えるからである。

つまり、前田記者による父母の意見についての概括は、かれの学校職場環境についての鋭い分析に比較して、その具体的分析が決定的に欠けていると思われるのである。前田記者としては、いま一歩すすんで、父母たちの中に広がっている学校批判・教師批判の声に、父母たちとの面談などの方法を通じて、もっとよく耳を傾ける必要があったのではないかということである。そのような方法を駆使することによって前田記者は、もっと父母たちの中にある学校批判・教師批判の声を深く鋭くえぐり出すべきであったのではないか。このような具体的分析を欠いているために、前田記者による父母の意見の概括は、極めて皮相な表面的なものに終わっている。ここに、この報告をまとめて後、かれ自身が若干のベシミズムに陥ってしまった理由があるのではないか。

したがって、前田記者による父母の意見の概括からは、この「父母主導の学校改革」論にも限界があるという結論は、必ずしも出てこない。

第二に、かの国連「子どもの権利条約」第18条の1、2は、とくに「親の第一次的養育責任と国の援助」のことにに関して、次のように書いているからである。

第18条1 「締約国は、親双方が子どもの養育および発達に対する共通の責任を有するという原則の承認を確保するために最善の努力を払う。親または場合によって法定保護者

は、子どもの養育および発達に対する第一次的責任を有する。子どもの最善の利益が親または法定保護者の基本的関心となる。」

第18条2 「この条約に掲げる権利の保障および促進のために、締約国は、親および法定保護者が子どもの養育責任を果たすにあたって、適当な援助を与え、かつ、子どものケアのための機関、施設およびサービスの発展を確保する。」

この第18条1がいう親の第一次的養育責任は、それが第一次的責任であるかぎり、学校教育の中にまでも広く深く及ぶ責任であり権利であることに、我々はよく注意しておかななくてはならない。それは、坂本秀夫著『PTAの研究、親の教育権を見直す』（三一書房、1988年）等が明示しているところの「学校に対する権利」としても発現することになる責任である。そしてまた、我々は、この第18条1がいう「子どもの最善の利益が親の基本的関心となる」という部分にも、とくに注意しておく必要がある。親の基本的関心の所在を明確に言い当てていると考えられるからである。

そして、第18条2には、親がこの第一次的養育責任を果たすにあたって、国は親に対して「適当な援助」を与えなくてはならず、国は「子どものケアのための機関、施設およびサービスの発展」に努めなくてはならないとあるが、ここでいう「子どものケアのための機関、施設」の中には、当然にまた学校も含まれていることに注意しておかななくてはなるまい。つまり、親が第一次的養育責任を果たすべく「学校に対する権利」を行使する際には、この親の権利行使に対して国は「適当な援助」を与える義務を負うことになると考えられるからである。

そうだとすれば、この「権利条約」第18条の規定からは、単に「学校教育への親の参加権」を法制度的に保障する立法整備が国の責任となってくるだけでなく、まさに「父母主導の学校改革」論の正当性が導き出されることになるとも思われる。

第三に、戦後教育改革の所産としての、教育憲法に相当する教育基本法の第10条の規定にそくしてみても、この「父母主導の学校改革」論が成立するといつてよい。

教育基本法第10条の含意について、かの文部省教育法令研究会著『教育基本法の解説』（国立書院、1947年12月）は、まず次のように説明している。

「教育は国民のものである」し、「教育がその根源においては、国民から信託されたものである」し、「教育者も又、教育をなすことの委託を受けたものであり、国民の意思から離れて固有の権威をもつものではない」からには、「教育行政に対する国民の発言権が広く認められなければならないのである。」（同、128頁）

ここでは、それはまず、教育が国民から信託され委託されたものであることを理由にして、教育行政に対する国民の発言権が広く承認されなくてはならないと述べ、教育行政に対する父母・国民の参加権の法制度的保障を明確に要求しているからである。

続いてそれは、次のように説明している。

「（責任を負うというのは）教育が国民から信託されたものであり、教育は国民全体の意思に基いて行われなければならないのであって、それに反する教育は排斥されなければならないということである。教育のことは教育者だけがやるのであるとするような教育者の独善は排せられるべきである。なお教育刷新委員会の参考案には、『教育の自主性』ということばが使われていたが、それがややもすれば、教育者の独断という観念とあやまれやすいので、除かれるに至った。」（同、129頁）

「直接にというのは、国民の意思と教育とが直結してということである。国民の意思と教育との間にいかなる意思も介入してはならないのである。この国民の意思が教育と直結するためには、現実的な一般政治上の意思とは別に国民の教育に対する意思が表明され、それが教育の上に反映するような組織が立てられる必要があると思う。」（同、130頁）

続いてそれは、ここでは、教育が父母・国民

の意思に基づいて行われなくてはならないことを理由にして、教育者の独善・独断が排除されなくてはならないことを明確にしながら、父母・国民の意思と教育とを直結させることを求めているからである。そして、その上で、父母・国民の意思と教育とを直結させるために、まず第一に「国民の教育に対する意思が表明され」ることが必要であり、さらに第二に「それが教育の上に反映するような組織が立てられる必要がある」と述べている。その意思を父母が学校に対して直接に積極的に表明していくことを権利として承認した上で、その意思を教育の上に反映させていくための法制度を創造する必要性を説いたものである。そのような法制度こそ、教育に対する父母・国民の参加を権利として保障する法制度にほかならない。

そうだとすれば、父母が自分たち自身の教育に対する意思を、学校に対して直接に積極的に表明しながら、その父母の意思と教育とをよく直結させていくためには、むしろ「教職員主導の学校改革」にもまして「父母主導の学校改革」こそが追求されなくてはならないのではないか。

(4) 以上、さしずめ3点から「父母主導の学校改革」論が成立する可能性に探りを入れてみたけれども、よく考えてみれば、父母参加の学校法制ないし教育法制は、父母主導の運動によって、父母たち自身の手で主体的に創り出されて当然のものであって、教職員主導の運動によって、教職員の手によって恩恵的に創り出してもら筋合いのものではあるまい。父母参加の学校法制の実現をめざすような学校改革については、とくにそうであろう。

そうだとすれば、むしろ問題は、そのような父母主導の運動体をどのようにして創り出すのか、そのような運動体をいま果たして全国各地に創り出すことができるのか、まさにこれらの点にあることになる。改革論の立場に立っていえば、現代管理主義教育の研究課題は、まさにここにある。

(5) さて、この「父母主導の学校改革」を相当に本格的に展開しようとしてみせているもの

こそ、次の第3節でみていく「子どもの人権と校則を考える会」岐阜県可児支部にほかならない。もちろん、この岐阜県可児支部の学校改革を求める運動も内外各種の困難に直面させられており、けっして順調に発展しているわけではないが、それでも「父母主導の学校改革」の先駆的实践を示すものとして、我々はこれを高く評価することができる。

そこで以下、この岐阜県可児支部の運動についてみていくことにしよう。

### 第3節 子どもの人権と校則を考える

本節の主題を「子どもの人権と校則を考える」としたけれども、本節は私自身の子どもの人権論および校則論を真正面から展開しようとするものではない。そうではなくて、本節で紹介し検討しようとするのは、1991年9月7日に誕生し、その後93年3月現在まで、岐阜県可児市の地域で学校改革・教育改革を要求して地道に活動を続けてきている「子どもの人権と校則を考える会」岐阜県可児支部（以下「考える会」という）のことである。その紹介を主にして以下、その活動等をみていくことにする。

とくに深く掘り下げて解明していかななくてはならない問題は、この可児地域になぜこの「考える会」が誕生し、その活動を継続し発展させることができているのかという問題である。しかし、この種の法社会学的問題は、この「考える会」の活動の足跡を子細にフォローしていく過程で、順次に解明可能な問題なのであるから、到底ここではそこまですすむことはできないと思う。今後の課題としておきたい。

#### 「子どもの人権と校則を考える会」の誕生

(1) すでに早く1991年5月10日に「『教育集会』を語る会」を開いて「子どもの人権と校則を考える会」結成の件について懇談会をもった岐阜県可児市の父母たちは、同年6月15日には、第1回「考える会結成準備会」を開き、すでに岐阜県多治見市に誕生し活動していた「子どもの人権と校則を考える会」多治見本部から、そ

の誕生の経緯や活動についての説明を受け、その後の2回の準備会で、一方では、学習会の計画、入会申込書の作成、署名用紙の作成と配付等の準備をすすめ、他方では、可児市の教育次長、中学校長会長、小中学校長会長、各中学校長(中部、蘇南、西可児、東可児)などとの面談を重ね、挨拶と「考える会」設立の趣旨説明を行い、早くも91年9月7日には会員60名程の参加の下で、この「子どもの人権と校則を考える会」可児支部(会長、富田武生弁護士)を発足させている。

その入会申込書には、およそ次のようにある。

「1 私たちは、子どもたちが伸び伸びと生活できる環境を作るために活動します。

当面、校則問題について子どもたちの人権を守るために活動します。

2 私たちは、会の目的を達成するためには何よりも父母と先生のつながりが大切であると考え、活動を通して相互の信頼関係を深めるよう努力します。」

そして、この「考える会」可児支部は、91年9月からは機関紙『可児支部』第1号の発行を開始したが、本機関紙は93年1月現在までに、すでに第13号まで発行されている。そして、その内容は順次に充実したものになってきている。

\* 本来ならばここで、その「子どもの人権と校則を考える会」岐阜県多治見本部の紹介もしなくてはならない。本可児支部の、いわば生みの親でもあるからである。すでに若干資料等も入手しているが、この紹介にもまた相当のスペースを必要とするので、その紹介はここでは控えることにする。

(2) 岐阜県教職員組合可茂支部が主催した91年度教育集会に、例年のように参加した可児市の父母たちが「『教育集会』を語る会」を開いた際には、この「語る会」に参加した父母たちの間から、いまの学校教育に対する疑問や批判などが次々に出された。そして、その結果、自分たち自身の「子どものために学校改革・教育改革に取り組む会」をつくること決定され、前述のように、直ちに「考える会結成準備会」を開くことになり、やがて「考える会」が発足し

た。『経過報告書』には「今日問題とされている校則や頭髪の丸刈り、ショートカットの強制の問題について、子どもや父母たちの間から『何とかならないか』という声をもっとも多く出され、しかも深刻な状況を知るに至った」ことから「考える会」を発足させることになったとあるが、この「語る会」で出された父母たちからの意見の中には、さらに、内申書、ゼッケン着用、ジャージ通学、教師による体罰・暴言、生理中のプール指導、等々の問題があったという。

(3) 以上のような「考える会」の誕生の経過は、ここであらためて述べるまでもなく、この地域の父母たちの間にも学校改革・教育改革の要求が広がっていることを証明しただけではなく、まさに一定の条件さえあれば、この地域に限らず、この「子どもの人権と校則を考える会」可児支部のような組織が結成される可能性が各地に豊かに実在することを、実によく証明したとあってよいであろう。そうだとすれば、この「考える会」を可児地域で誕生させることができた条件を深く解明し、その解明の成果を、この種の組織を全県ないし全国の各地に誕生させる糧としなくてはならない。

#### 誕生直後の諸活動

(1) この「考える会」は発足の直後から、可児市教育長、可児市立の5つの中学校の校長・PTA会長・生徒会長への要望書を作成し、91年10月7日から12月3日までにかけて、その要望書をそれぞれ手渡している(一部は郵送)。それらの要望書のうち、10月16日、17日に各中学校(蘇南、広陵、西可児、中部、東可児)の校長に手渡された「校則(生徒心得)の見直しを求める要望書」には、およそ次のようにある。その前後に市教育長およびPTA役員に手渡された要望書の中身も、その趣旨はまったく同じである。

「(先般)可児市・5校の中学校を訪問し、お話をさせていただきましたが、各校下において状況が異なることを認識致しました。子どもたちが伸び伸びと健やかに成長してほしい!という願いは、子をもつ親の共通の願いです。しかしながら、現在の校則、ことに生徒指導

の実態を見ると、私たちの願いに必ずしも応えてくれているとはいいい難い面があります。現在の校則は、細かな、不合理な規則が多過ぎるのではないかとこの疑問を抱きます。例えば、市内の全中学校では、男子の丸刈り、女子のショートカットの強制といった、教育的には意義のない、子どもの『表現の自由』を認めない、憲法に抵触している規則が平然と行われています。また、生徒手帳に書かれている校則を見ても、過度に生徒たちの行動を規制するものであり、こうしたものは、生徒たちの個性を生かす教育の充実に努めなければならないとする学習指導要領の趣旨に反するものがあると考えられます。さらに、こうした規制は、子どもや保護者の協議を経ることなしに、学校側の一方的な押しつけによって守らされているという問題があります。これは、家庭における子どもの教育権に干渉するものであるばかりでなく、子どもにとっても日常生活の中で、物事を自主的に判断し行動する機会を妨げるものです。多くの規制は、かえって子どもたちから自己管理能力を奪うことになるのではないのでしょうか。昭和63年に文部省が校則(生徒心得)の見直しを求める指導を行い、この中でも生徒自らすすんで実行できるよう『最小限のルール』にとどめるように、また、校則(生徒心得)制定への生徒参加を促すように求めています。」  
本要望書は、およそ以上のように書いた後、次の3項目の即時実行を要望している。

- 1:校則検討委員会を早急に設置し、頭髪規定を早急に見直し検討すること。
- 2:事細かな教育的意義(合理性)のない校則の見直しを図り自由化を進めること。
- 3:校則(生徒心得)の見直しに当たっては、生徒・親の参加を認めること。

(2) 可児市の教育長および各中学校に提出された本要望書の正当性はどこにあると考えたら



よいのか。その正当性は、本要望書が可児市立中学校における管理主義的生徒指導の即時是正を正しく要求していること（内容的正義の要求）だけではなく、生徒・父母の参加する校則検討委員会の即時設置を要求していること（手続的正義の要求）にあると考えられる。つまり、当該委員会への生徒・父母の参加権の承認を求めていることにあるといってもよい。そのような生徒・父母の参加権の承認こそ、かの国連「子どもの権利条約」が強く要求しているところであり、この道こそ、子どもたちがその意見表明権を行使し、父母たちがその第一次的養育責任を果たす正当な道だからである。

校則問題をはじめとして、子どもたちの権利と人権を保障する教育をどのように創造していくのか、この問題を子ども・父母・教職員のいずれもが権利行使の主体として平等・対等な立場で論議する、そのような学校づくりこそがいま、強く求められているのではないか。

(3) このような「考える会」側の「頭髪の自由化」「ゼッケン強制の見直し」に関する質問や要求に対して、92年初めの中部中学校の入学説明会では一切の回答がなされなかったため、さらに説明会を再度開くように要求し、校長・教頭・生徒指導部長が出席した92年2月26日の2度目の「やり直し」説明会の席上では、中部中学校側は「今はできません。お母さん方がこのようにワァワァ言っているうちは、やりません」と回答した。そして、その後の学校側への再三の是正申し入れに対しても、何ら誠意ある対応を示さなかった。それどころか、92年4月からの「長髪通学生徒への指導は、子どもの人権を無視したもので、校則を盾にとつての嫌がらせがあり、教師自らが入れ替り立ち替り個別指導を行い、本人にはもちろん、その親にまで過度な干渉をしています」とさえ報告されている。また、中部中学校でいまお煩発している体罰問題についても、その是正指導を学校側に強く申し入れたところ、学校側は「あなた方は実際それを見られたのですか」などと、実に誠意のない応答をしている。

しかし、事實は、4月19日に開かれた「考

える会」主催の「中学生交流会」の席上で「中部中学校では規則がとても厳しく、体罰も日常的に行われている」実態が在校生の口から次々と明らかにされたとおりである。学校側の不誠実な応答に対して事実をもって反駁する、まことに見事な「考える会」側の対応であったといわなくてはなるまい。

そのために、主催者側は学校側にあらためて抗議するとともに、さらに体罰・長髪の件で法務局人権擁護委員会にまで事実の報告と調査依頼に出向いているが、現在なお体罰は続いているといわれている。

また、この「考える会」可児支部は、発足以来、岐阜県教委加茂教育事務所や可児市教育委員会にも再三にわたって出向き、各中学校に向けて適切な行政指導をするように要請してきているが、いまだに行政側は「頭髪問題などは学校任せ」と答えるだけで、適切な行政指導が行われた気配はない。そのために、行政側は、92年6月19日付の『朝日』新聞紙上で「行政の責任回避にも通じる」という批判さえ受けている。

(4) 中部中学校においては、92年度初めの4・25PTA総会での「考える会」会員からの体罰・校則問題に関する発言（下記要旨紹介）から始まり、その後、長髪通学を始めたM君（中1男子）の両親からの抗議書（5・13校長宛、5・16校長宛、5・19県教委宛等）と、同じく長髪通学を始めたKさん（中1女子）の両親からの抗議書（5・16校長宛、5・18県教委宛、6・2県教委宛等、下記要旨紹介）とが再三にわたって提出されている。これらの抗議書は、学校内での長髪通学生本人その他に対する権利・人権の侵害の事実を鋭く告発しながら、同時に「管理教育で学校はどんな人間を造ろうと意図されているのでしょうか」と真正面から問いかける、文書回答を求める抗議書であったが、公式の文書回答はどこからも得られなかった模様である。

学校・行政側は「考える会」側および会員個人からの抗議・批判に対して、誠実な態度で対応してきたとは到底いえないであろう。

したがって、Kさんの両親が岐阜県弁護士会に向けて「頭髪規制を直ちに止めるように」と

いう主旨の、子どもの人権救済の申し立てをしたのは、至極当然なことであった。

4・25PTA総会での会員の発言(要旨)

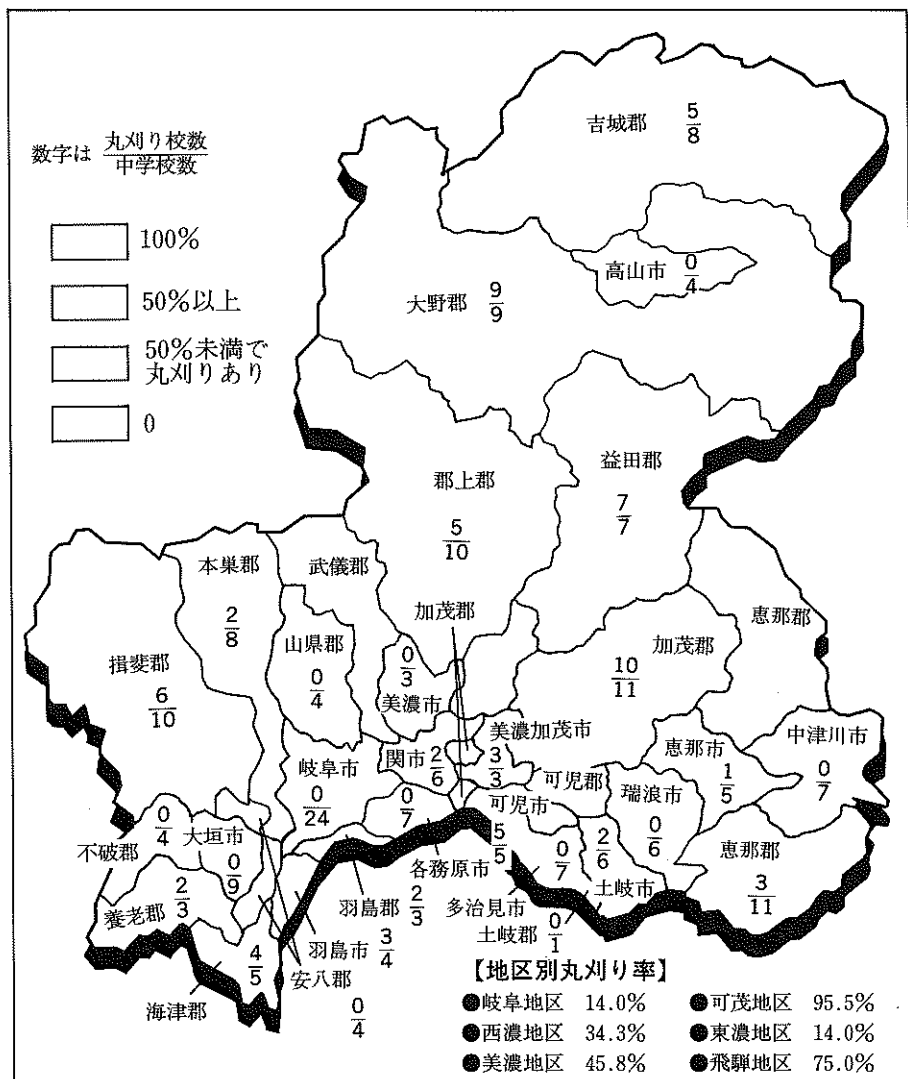
「先生方をお願いします。子どもたちをたたかないで下さい。体罰はやめて頂きたいのです。つい先日、入学式から3日目のズバコンテストの日、1年生の5人の子どもが遅刻をしたという理由だけで、1人の男子生徒の頬をなぐり、1年生の教室の前に5人が正座させられたと聞きました。また、2日前のスポーツテストの時、1年生の男子生徒が靴下の上に黒と赤の2本線が入っているのをみつけられて、2本線は校則違反だという理由で、皆の前でひどくたたかれたそうです。このようなやり方は、体罰を受けた生徒ばかりでなく、それを見ていた生徒をも一様に黙らせていくための教育にもなります。暴力からは何も生まれません。現在、この学校には頭髪を伸ばして通学している生徒がいます。彼らは『自分の髪は自分できちんとできます。自分の体の部分にまで人から指図されるなんて変ではないか』と言っています。校則って一体何なんでしょうか。校則は誰のためのものなのでしょうか。校則は生徒のためにあるものではないのでしょうか。校則は本来、生徒にとって必要だというものを、生徒自らが作り出したり、確認し合って守るべきもので、学校の方から詳しい納得のいく説明もなく『あるから守れ!』では説得力に欠けると思います。確かに、子どもたちがひとつひとつの校則について議論し合い、作り上げていくことは大変なことですが、自らを深くみつめる機会でもあり、考えさせて頂けないものなのでしょうか。いまの子どもは、何もかもが受け身の生活に甘んずる傾向にあります。社会に出れば、自分自身で考え行動していかなければなりません。確かに未熟なところだらけですが、それだけに先生や友達同士、思っていることを精一杯出し合い議論し合って、自分の考えをきかえていく、そんな大切な場所が中学校ではないのでしょうか。頭髪のことなどで、子どもと子どもが干渉し合ったりすることは、子

も同士のきずなを弱め、真の友達ができないばかりか、人間不信を植えつけ、心をズブズブに引き裂いていくと思います。そうでなくても、子どもたちの目の前には受験や就職が待っています。受験などでいえば、合格する者もいれば、不合格になる者もいます。でもその時、失敗してもはい上がっていくようなたくましさを、お互いに励まし合えるような信頼関係を、この中学校時代に築いていってほしいと願っています。早急に校則などの見直しをクラスで、生徒会でいろんな意見を出し合わせて、自分のこととして考えさせてやって下さい。」

Kさんの両親からの5・18県教委宛抗議書

(要旨) 「入学式当日、校長先生より『別のクラスにはできませんが、長髪の子ども、Kさんのような子ども達には、毎日カウンセリングを行います』と言われました。長髪通学の届出書を読まれてからのご返事でした。4月13日、全校集会があり、私どもの手紙を生徒さん達の前で読み上げ、『頭髪問題は人権問題でもあるので、大変難しいです。この子たちの場合は例外として特別許可をします』とも言われました。にもかかわらず、頭髪についての指導があったり、私どもの夫婦を夜10時に学校へ呼び出し、子どもの髪を切るように話がありました。その後も、髪を切るようにとの嫌がらせが続いています。子どもには人権がないのでしょうか。その他、中部中学校には、普通では考えられないような事が一杯あります。子ども達には着替えの部屋もなく、男女が同じ部屋で同じ時間に着替えをしている所を見て、びっくりしました。校長先生は『学校は道場です』と言われ、学年通信にも『学校は道場』と書いてありました。また『1300名もの生徒を管理せないかんでよ。学校は軍艦やでの一。戦艦ヤマトやでの一。学校の立場もわかって下さい』とも言われました。可児市の教育委員会へ一度お話ししましたが、『校則を守って髪を切って、校則に従って下さい』と言われるばかりです。今まで何度か学校とも話し合ってきました

岐阜県内市郡別丸刈り校地図



〔中日〕1992年4月23日付掲載

が、何ら変わる事はありません。入学式から3日後のズバコン（ズバリここがでる）テストの日、午前8時までに教室に入らなかった子ども遅刻者5人のうち、1人の男子生徒（K君は情緒障害の子で、小学校時代には言語治療教室に通級。この教室は発音異常者のもとより、精神障害、情緒障害の子どもを含む）のK君をピンタし、女子を含む5人の生徒は1年生の廊下に正座させられました。その後も体罰があったことは事実です。家庭訪問の際にも、先生方より事前

に勉強部屋を見て回るとの話があり、子ども部屋で話を聞きました。プライベートな家庭の中にまで来て、先生は子どもを指導されます。これは私ども親をまったく信頼していないのと同じです。その他にも、校則ですとって下着の検査があり、その指導がありますし、ゼッケン、自転車など、問題はいっぱいあります。本当に子ども達はかわいそうです。一日も早く解決できるようにお願いします。」

(5) 「考える会」の機関紙『可児支部』第7

号(92年6月発行)は、「なぜ学校は頭髪の自由化を認めないのか?」と問い、学校側が「校則だからまず守らせたい。そして全員が守ることができたら、次のこと(頭髪など)を考えましょう」と強調していることをとらえ、この主張に次のような「考える会」側の主張を対置させていた。「今の校則のなかに、子どもたちが嫌だし、おかしいと思っているものがあるから、それを何とか考えてほしいし、子どもたちも考えたいと思って訴えているのに、『まず今ある校則を全員がすべて守れ』というのは、矛盾しているのではないか。それをつきつめていけば、では一体、校則とは何なのかということにつき当たらざるを得ません。本来、校則というものは、子どもたちが学校という集団のなかで充実した生活が営めるための最低限のルールのはずです。こと細かに決められた校則のなかで果たして自主性や自律性が育つのでしょうか。教師や子どもたち、親たちでじっくり話し合って決めていくのが、それぞれを認め合い信頼し合える関係を築く第一歩ではないでしょうか」という主張である。この主張には、若干の論理の飛躍もあるけれども、概して正当な主張だと高く評価することができる。

#### 要求の正当性、その社会的承認

さきの3項目に集約される「考える会」可児支部の要求の正当性については、その後社会的にも広く承認されるに至っている。とくに92年4月23日付『中日』新聞の特集記事「ルポ、丸刈り」は、全県の「市郡別丸刈り校地図」を作成・掲載し、可茂地区「丸刈り率」が実に95.5%にも達している(岐阜および東濃地区は14%)事実を明らかにした(別表参照)。また、92年6月9日付『朝日』新聞記事は「可児の中学校、こじれた『頭髪自由化』」の見出しの下、この「考える会」可児支部の活動などを相当に詳しく紹介した。その後も「考える会」の様々な活動は、繰り返し新聞報道されてきているけれども、これらの新聞報道の価値は、単に「考える会」の存在を広く人々に知らせることにあっただけではなく、まさに社会的な世論が「考える会」側

の要求の正当性を承認し、これまでの学校・行政側の対応の仕方についての反省を強く求め、この「考える会」の諸活動を支持し支援していることにあったと考えられる。

#### 92年度地区懇談会の件について

(1) 他方でまた、この「考える会」の精力的な活動は、中学校側にも一定の影響を与えないわけがない。その影響は、とくに92年6月27日から7月2日までの4日間に及んで、中部中学校下15地区で開かれた「地区懇談会」の開催に際してあらわれている。というのは、主催者を代表して案内状を出したK教頭は、本校も「2年前までは大変荒れた時代が続きましたが、今では、管内で一番落ち着いた学校です」と自画自賛しながらも、この地区懇談会については「今年は重要な意義を持つ地区懇談会になりそうです」「緊急の話題として頭髪やゼッケン問題は皆様の関心の強いところと察します」などと書き、これまでに「考える会」可児支部が提起してきた問題が各地区懇談会で緊急の話題になると予測していたからである。あらかじめ「頭髪の自由化は時代の趨勢です。『丸刈りが一番ええ』と言うご意見もあろうかと思いますが、そういう時代ではなくなってきています」とまで書いていたからである。

そしてまた、4日間の地区懇談会を終えて夏休み明けの9月1日、各地区懇談会で出された意見を「細大もらさず整理し記録した『まとめ』」を、中部中学校長名で発表した。それは実に22頁にも及ぶ、かつてない分厚な、校長「挨拶」から始まる「まとめ」であった。そして、この「まとめ」自体については、学校が地区懇談会で出された父母からの意見に耳を傾けようという姿勢を示したものと、ひとまず評価することができるからである。また、この「挨拶」の中にも、ゼッケンの問題では「改善の方途を順次積みあげてきております」とか、頭髪問題では「現状は認める方が過半数を越えておりますが、国際化の時代と人権尊重の時代の流れから頭髪の自由化をするのが自然となってきております。ご了承くださいようお願いします」と、学校

側の頭髪自由化の方針がはっきりと示されていたからである。

(2) しかし、この校長「挨拶」のなかにある「明日をになう子供達に確かな判断力、自己コントロールの力、集団による自浄力をつけること、学校の規則をきちんと守ることがひとりひとりの人間を真に大切にすることと考えます。そのための指導規則は大切と考えます」という主張とか、この「まとめ」の末尾に参考資料として付けられている沖原豊(日本教育会)会長執筆の「尊師重道」「尊師愛生」などを説く時代錯誤的論文の主張などに照らしてみるとき、子どもたちの権利・人権の保障の立場に明確に立った上で、果たして学校側の手で校則改正が積極的におすすめされるかには、大きな疑問が残るのである。

そしてまた、この校長「挨拶」の中で、さらに重大なことは、この「まとめ」についてPTAの本部役員と地区委員長の意見を聴取して「学校におきましても検討委員会を開き、職員全体会で検討を重ねております」と書いていることである。ここには、あくまで学校主導で校則改正をすすめるという姿勢が示されており、子どもや父母の校則改正委員会への参加権の保障の問題は、ほとんど考慮されていないと思われるからである。

(3) 国連「子どもの権利条約」の国会審議・批准を目の前にしての、このような「子どもの人権と校則を考える会」に参加した父母や、この「考える会」主催の「生徒交流会」に参加した子どもたちに対する学校・行政側の不当な干渉の対応は、厳しく批判されなくてはならず、その対応は学校・行政側によって深く反省されなくてはならないように思われる。というのは、すでに世界中で批准国が124か国を超えるまでに至り、いまや国際的常識にまでなっている今次国連「子どもの権利条約」は、これまでのような学校・行政主導の学校教育改革をそのままに容認するものではなく、まさに学校教育改革への子ども・父母たちの参加権の保障を強く要請するものだからである。

### 教育集会の開催等

しかし、この「考える会」の要求は、容易に学校側の受け容れるところとはならなかった。この点は、92年5月25日付で県教委可茂教育事務所長宛に提出した『経過報告書』に、次のようにあることから知られる。そこには「新年度が始まり2か月余りが経過しようとしていますが、中部中学校においては、事態は進展していないどころか、却って生徒たちに対する規制は以前にもまして強まってきたとの声を多く聞きます。もはや私たちは、学校との話し合いを続けていく意味も見出せず、その段階ではないという結論に達しました。貴庁が管内におけるこの地区(とくに中部中学校)の実態をよく調査され、監督官庁としての誠意ある対応をされるよう、切に望んでいます」とあったからである。事実、この頃には、会員の間からは「壁に向かってものを言っているような感じだ」という感想が出されていた。

このような事態を開解するために、その後に「考える会」可児支部は、岐阜県教職員組合その他に向けて課題を提起するとともに、その他の組織とも連帯して活動することを開始したのである。

(1) この「考える会」は92年3月31日の「中学生交流会」を皮切りに、可児市内の中学生たちが学校生活について意見を交流する会を主催してきていたが、その第3回交流会(5・17)には岐阜県教組執行部他からの出席を求めるとともに、ついで6月20日に県教委可茂教育事務所長に申入書を提出する際にも、神田光啓(岐阜大学)教授に同席するように求めている。その後の8月28日にはまた、県教組可茂支部役員会との懇談会を開いている。ここで、管理主義的生徒指導の問題点を鋭くえぐってみせた、その県教委可茂教育事務所長宛提出の6・20申入書の内容の一端を紹介しておこう。

「憲法で保障される基本的人権は、すべての人々に保障されており、もとより子どももその例外ではありません。そればかりか子どもは成長発達過程にあり、次代を担う存在として、その発達の可能性が損なわれないために、

大人以上に人権が保障されなければならない存在です。とくに発達権・学習権はその中軸であり、子どもにとってはその保障を欠くことはできません。しばしば子どもの『未熟さ』が強調されますが、このことは学校教育の過程において、子どもに対してより十分な人権保障を必要とする根拠にこそなれ、決して子どもの人権を制限する根拠になり得ないことは明らかです。しかし、現実には学校において、子どもが人権の主体として位置づけられているのかと疑わざるを得ないほど、子どもたちの人権はきわめて軽んじられています。中部中学校における今回の頭髪指導の件や体罰問題等も、そのことをよく物語るものです。周知のように、学校内における体罰は、学校教育法第11条により明確に禁止されている行為です。教師による体罰や暴言は、子どもの人間としての尊厳を著しく侵害するものであり、かつ肉体的苦痛や傷害を負わせるにとどまらず、登校拒否、勉強意欲の喪失、校内暴力やいじめ、教師への敵視等、精神的にも心理的にも様々な悪影響を及ぼし、発達の歪みを一層助長させるものです。この現状を学校管理者や市教育委員会にも報告し、誠意ある対応をお願いしましたが、父母や生徒、私たちの要望に対し速やかな対応を欠き『そういう事実はなかった』『知らなかった』との返事でした。学校管理者、市教育委員会の真剣さを欠く対応が今日の事態を招いたのです。

言葉で『子どもの人権尊重』をいくら唱えようと、具体的な行動として何もしなければ、結局それはまやかしであり、言い逃れの方便であると言わざるを得ません。私たちの会では、学校の内外における子どもの人権を擁護し保障することは、私たち大人の重大な責務であることを自覚し、子どもの人権が侵害されている状況があるときは、その除去と克服のために勇気をもって今後とも積極的に行動するつもりです。』

本申入書には「すべての教師は、教育基本法原則に則り、日常の教育実践を再度検討し直すとともに、子どもの人権を尊重する教育を具

体的にすすめること」「すべての学校長は、学校運営の責任者として子どもと父母の発言と参加を保障し、子どもの自主性と人権を尊重した学校運営を行うとともに、体罰に対しては黙認することなく、確固たる姿勢で監督、指導にあたること」などをはじめとする5項目の要求が列挙されているが、みられるように、とくに本申入書の後半部分は「考える会」の決意を表明したものとなっている。

(2) その後に「考える会」会員でもある、可児市議会議員が、頭髪等の問題について市議会の一般質問で取り上げることになった。そして、92年6月17日には当該議員と市教育長との間で質疑応答がなされている。以下、そのときの質疑応答の一端である。

質問 教育委員会は機会をとらえ父母と話し合うよう学校に助言すべきではないか。

答弁 父母と学校の間には根本的な対立はないと考えるので、校則改正問題については学校長に委ねている。

質問 中学生も大人と同様の人権を有するとすれば、憲法や教育基本法から、丸刈りの強制は無理なのではないか。

答弁 教育基本法と校則とは直ちに結びつくものではない。

質問 教育委員会は頭髪問題について人権問題と認めるか、認めないか。

答弁 校則の一部である。

しかし、以上にみられるように、それはまことに誠意のない市教育長答弁であった。

(3) かつて「教育をよくする岐阜県民会議」付設の「体罰・暴力調査研究委員会」として発足し、その後も「管理主義教育調査研究委員会」(以下「管理研」として)調査研究活動を継続してきている、この「管理研」と「考える会」との意見交換が開始されたのは、ようやくして92年6月29日のことであった。「管理研」としては、6月29日に現地からの報告を受けるや、7月14日には委員5人が可児市に調査に出かけ、現地で「考える会」会員10人から事情聴取を行った。そして、事態を重視した「管理研」としては急

連、機関紙『かがやく明日へ』第3号を「可児問題特集」として編集・発行し（92・10・30付）、岐阜県教職員組合その他の協力の下で、この機関紙を可児地区についてはもちろんのこと、全県の教職員・父母に向けて配布した。

(4) ついで92年9月26日、相当長期間の準備・宣伝活動を継続した後、『『子どもの人権と校則を考える会』多治見・可児合同実行委員会』の主催で、可児勤労者総合福祉センターにおいて教育集会「明日に輝け！ 子ども達」を開催した（参加者、約100名）。当日は私が「国連『子どもの権利条約』と学校改革」と題して記念講演を行い、この「考える会」可児支部の活動の価値と、その要求の正当性について、若干の解明を行った。

#### 岐阜県弁護士会からの勧告書・要望書

そして、さきのKさんの両親からの人権救済の申し立てに込めて、岐阜県弁護士会は92年10月8日付で、12頁にも及ぶ「調査報告書」を添付して、髪形規制の人権侵害性をまことに明快に指摘しながら、中部中学校に対して「髪形規制を直ちに廃止するよう」勧告書を送付すると同時に、可児市および岐阜県の教育委員会に対して、その即時廃止に向けて行政指導するよう要望書を送付した。本勧告書および可児市教育委員会に対する要望書を紹介しておこう。以下の勧告書・要望書は、岐阜県弁護士会（会長、大久保等）および岐阜県弁護士会人権擁護委員会（委員長、杉山秀雄）の連名で、可児市立中部中学校（校長、可児省吾）宛および可児市教育委員会（委員長、奥村勲）宛に提出されたものである。

#### 勧告書

貴中学校は、「男子 丸刈りで9mm(3分)以下とする」「女子 ショートカットまたはおっぱで長くても肩に触れない」との指導基準のもとに、生徒に対して髪形の規制を行っています。しかしながら、この規制には、教育指導上の合理的理由並びに必要性が認められず、髪形の自由を希望する生徒の基本的な人権を侵害しているものと言わ

なければなりません。よって、当会は人権擁護の立場から貴中学校に対し、生徒に対する上記の髪形規制を直ちに廃止されるよう勧告いたします。

#### 要望書

頭髪は身体の一部であり、髪形の自由は憲法の保障するところであります。しかるに、可児市立中部中学校においては、合理的理由なくして生徒心得により、「男子 丸刈りで9mm(3分)以下とする」「女子 ショートカットまたはおっぱで長くても肩に触れない」との規制をして生徒の基本的な人権を侵害している事実が認められるのは、誠に遺憾であります。よって、貴庁より可児市立中部中学校に対し、生徒に対する上記の髪形規制を直ちに廃止して、生徒の基本的な人権を侵害することのないよう指導されるべきであります。上記要望いたします。

もちろん岐阜県教育委員会（委員長、籠橋久衛）宛にも、まったく同じ要望書が同日付で提出されたことはいうまでもない。そして、この弁護士会からの勧告書・要望書を受けて、再び「考える会」は可児市教育委員会に向けて、92年10月9日付で、次のような「申入書」を提出した。この弁護士会からの勧告・要望が「考える会」の校則改正要求の正当性をまことに明快に証明したものであっただけに、どれほど「考える会」側を勇気づけたか、計り知れない。

#### 申入書

私達は、昨年来、再三にわたり、貴教育委員会並びに各学校長に対し、頭髪問題をはじめとする不合理な校則の見直しを求め、又、体罰は黙認することなく、ただちに是正すべきことを具体的な事実を示しながら要請して参りました。しかし、残念乍ら今もって改善されていない現状があります。私達は、もはや右問題は、校長の裁量

権に責任を委せておくべき時期ではないと考えます。貴委員会の監督官庁としての責任を明確に示され、左記事項について具体的対応を早急に打ち出され、各学校に指導されることを申し入れます。

記

- 一、校則の見直しに子どもと父母の発言と参加を保障し、子どもの自主性と人権を尊重した学校運営が行われるよう、学校長及び教師に指導すること。
- 二、体罰に対しては黙認することなく、学校長からの報告だけに頼ることなく、当事者、関係者からの聴取も公正に行い、断固たる姿勢で監督、指導にあたること。
- 三、頭髪強制をはじめとする子どもの人権侵害の現状を一刻も早く是正すること。

この申入書の要求事項の第一に、子どもと父母の学校運営への参加権の保障があげられていることに、私としてはとりわけ注目しておきたいと思う。現代日本における管理主義教育の体制は、父母・子どもの学校参加法制の実現をまっしてはじめて、本格的に変革されるのだと考えられるからである。

弁護士会勧告に向けての学校側の対応

(1) 岐阜県弁護士会・同人権擁護委員会からの髪形規制即時廃止勧告の効果は、さすがに直ちにあらわれ、可児市内の中学校は11月2日の東可児中学校を皮切りにして、次々に頭髪「自由化」を発表するに至り、中部中学校においても92年10月28日、全校集会の席上で生徒会執行部は「全校合唱会がある11月19日に長髪認可の宣言をする」と発表した。機関紙『可児支部』第11号(92年11月発行)は「ついに達成、可児市立中学校5校全部頭髪自由化」と報じ、『中日』新聞92年10月29日付も、この事実を「晴れて長髪許可」の見出しの下に報じた。

(2) しかし、この機関紙『可児支部』第11号は「自由化したとはいえ、その中身はまだまだ規制が厳しく、真の自由化とはなっておりません。ある先生は『これは長髪を許すだけのこと』

と言われたそうですが、本当にそんな状況です。女子のピン、ゴムは黒紺、グレー以外は使用しないとか、櫛は体育やプールの後など必要な時だけ使用するなどと規制しています」と書き、この頭髪「自由化」の限界をすでに明確にとらえ、11月12日には「考える会」全体会議を開いて「これからの活動の焦点」について論議し、① 活動地域の拡大(可児市外の人々へも参加を呼びかける)、② その他の校則改正に向けて(ジャージ・ゼッケンの問題、制服の廃止・自由化など)、③ 体罰の根絶、④ 可児市教育長との懇談会の開催、の4つの活動方針を決定している。

(3) 事実その後、中部中学校においては、11月19日の「頭髪自由化」宣言に向けて、事は順調にすすんだわけでは少しもなかった。というのは、中部中学校の生徒会新聞『CHUBU NOW』が子どもたちからの投書を掲載し、生徒会が「11月19日までは今までどおりの髪形です。最近のびている人が目立ちます。全員そろってスタートしたいと思うので、長いと思う人は髪を切ってきてください」というキャンペーンを開始し、Kさんに対してもショートカットの強制を始めたからである。それだけではなく、生徒会長および学級生活委員長は、それぞれが直接にKさんに会って髪の毛を切るように要求してさえている。

生徒会新聞・第4号(10・26付)でみると、投書の集計は「見直し賛成」54%、「今のままでよい」21%、「その他」26%となっているから、より多数の無条件の「見直し賛成」の意見が掲載されて当然であったとも思われるのに、なぜか生徒会新聞・第5号(11・7付)には、長髪通学を続けているKさんを非難する条件つき賛成の、次のような意見が多数掲載された。

「長髪のKさんの髪の毛を一回切らせてから、自由化をスタートさせた方がいいと思います。じゃないと不平等です。」

「11月19日から頭髪でOKになるんだけど、どうせなら、みんないっせいにのばしたいと思うので、Kさんたちも一度切ってから、のばした方がいいと思います。そうすれば、全校のみなさんも、きつとなっとくしてくれる



と思います。]

「頭髪が自由になることは、とてもうれしいです。それで考えたんですけど、始めをきちんとした方が絶対いいので、Kさんの髪の長さを肩以上にそろえてから、自由にしてほしいです。」

「頭髪の改善については、とてもいいことだと思うけれど、もし自由になるのなら、始めをちゃんとした方がいいと思います。だから、1年生のKさんの髪を切ってもらった方がいいと思う。」

「スタートがころぶと、もうどうにもなりません。今、中部中には3人くらいの長髪の子がいます。私は、3人にもしっかり切ってもらってほしいと思います。切らないかぎり、踏み出すべきではないと思う。中部中にとって大切な日を、個人のわがままでこわさないでほしい。」

このような意見を多数掲載することによって、学校側に代わって生徒会執行部は、Kさんにショートカットを強制し始めたからである。

この新聞編集を指導した学校側に対して「考える会」事務局が直ちに抗議に出向いたことはいうまでもない。

しかし、それにもかかわらず、生徒会新聞・第6号(11・11付)には「頭髪問題について」と題する、次のような意見さえ掲載された。

「頭髪を自由にする、これは大変いいことだと思います。人権がどうのこうののではなく、私達が必要だと思ったことを私達の手で行うことが大切だと思うからです。けれど、自由というのはきまりの上に成り立つものです。私がおかしいと思うのは、現在校則で決められている髪の長さを守っていない人がいることです。人権というのは、人間すべてが持っている権利であり、これを侵害することは誰にもできません。けれど、その前に、私達にはきまりを守る義務があることを、みなさんに考えてほしいのです。人権についてのきまりは憲法に書いてあります。この憲法を守るため、弁護士の方達は、あのような意見を出されたのです。それならば、私は、私達のき

まりである校則を守るため、意見を出します。頭髪が自由になるとしても、今校則にあった生活をし、そのうえで頭髪のことを考えていくべきです。校則を守れないようでは、頭髪を自由にしても意味がありません。このようなことを一度じっくり考えてもらえたならうれしく思います。」

この意見は「ペンネーム、3年女子」名で発表されたけれども、この文章全体の調子からみて、生徒会顧問教師の書いたものではないかとも思われる。日本国憲法と校則とを同列に置いて、「たとえそれが憲法違反でも校則は守るべきだ」とする、まことに驚くべき意見である。

このような雰囲気を生徒会新聞が学校内に作りあげたとすれば、Kさん自身は登校不能の状態に追い込まれることになり、事実、生徒会が「頭髪自由化」を宣言する11月19日当日から21日まで、Kさんは学校を休んでしまった。確かに、生徒会新聞・第6号には、さきに「考える会」側から抗議があったこともあって、このような生徒会執行部のKさん非難のキャンペーンを批判する、次のような意見も掲載されたけれども、生徒会執行部はこれを申し訳程度に掲載したに過ぎない。

「ちょっとひどいぜ、こんな手を使うなんて。Kさんを文章で攻撃する。髪が長いのが反則というけど、こんなイジメみたいなことをやる生徒会の方が反則だ。僕はKさんと関係ないが、いまさらそんなことをやる生徒会はどうかしてるぜ。」

(4) やがて92年11月19日、生徒会執行部は「頭髪自由化」を宣言し、その後には中部中学校においても長髪通学が認められるようになった。

しかし、頭髪規制を不当な人権侵害として容認せずに長髪通学を続けたKさんに対する生徒会執行部(学校)側の対応、とりわけ「頭髪自由化」宣言の直前になってショートカットを強要することまでした生徒会執行部(学校)側のKさんに向けての対応は、学校側が「頭髪自由化」をあくまでも学校側の与える恩恵としてしか認めようとしないことを、実によく示しているといわなくてはならない。

今次の国連「子どもの権利条約」第13条などの規定にてらしてみても、少なくとも頭髪・服装・持ち物などの自由として表われる人格的自己表現の自由については、いかに子どもがいまだ発達途上にあるとはいえ、子どもにも普遍的な人権として承認されなくてはならない。したがって、もしも生徒会執行部(学校)側の「頭髪自由化」宣言なるものが、Kさんの長髪通学を、そのような人権のKさん自身による行使として承認した上での宣言であるとするならば、勇気あるKさんの長髪通学は、生徒会執行部(学校)によって高く評価されて当然の行動でこそあれ、断じて非難される筋合いの行動ではない。このKさんの勇気ある行動こそ、中部中学校における「頭髪自由化」を実現させた行動だからである。

ところが、生徒会執行部(学校)側は「現在の校則を全員が守ることができたら、その後に校則の見直しを考えましょう」という論理で、Kさんに対して登校不能に陥るほどまでの執拗な非難を開始し、まさにKさんの人権を否定するような行動に出たのである。まことに矛盾に満ちた、言語道断な行動だといわなくてはならない。

この「校則改正の前に、現在の校則を遵守させる」という論理は、その重点がむしろ「現在の校則を遵守させる」というところに置かれている以上、まさに現代日本における管理主義的生徒指導を組み立てている特有な論理だといわなくてはならないであろう。その論理とは「校則改正もあくまで服従主義・順応主義の心性の形成の枠内で行う」という論理である。

このような論理によって果たして、「現下の日本において特に必要とされている」ところの、教育基本法が求めている「すべての物事にあたってみずから主となって能動的に行動する精神」とか、「みずから主となってすべての物事を処理する態度」とか、さらに「造られた社会に消極的に順応してゆくとどまる」のではなく「積極的にそれを形成していかなければならない」人間の育成など、いかにすれば可能なのであるか。

### Kさんの転校

(1) 岐阜県可児支部が発行してきた機関紙『可児支部』第13号(93年1月発行)は、生徒会新聞『CHUBU NOW』のキャンペーンでショートカットにするよう強要された上、2度にもわたって生徒会執行部から呼び出され、執行部役員から「皆の選んだ生徒会役員なのだから、生徒会の方針に従って下さい」と、髪の毛を切るように要求されたKさんが、その後の93年1月末、学年途中で転校したことを報じた。本機関紙は、その経緯について「Kさんは4月入学以来、よく頑張ったのですが、中部中学校においては、頭髪自由化以降も、学校の考え方も、生徒の人権感覚も、何ら変わっておらず、Kさんの行動も学校の中では何ら評価されず、教師たちからは無視される状況でした。その後、Kさんは、クラス、友達、部活動、学校生活を明るく送っていましたが、その後に「両親の家庭の事情もあり、三重県への転居を決め、転校されました」と説明しているが、果たして転校の理由が「家庭の事情」だけであったのか、大いに疑問の残るところである。

本機関紙はまた、生徒会機関紙がKさんに対してショートカット強要のキャンペーンをくり返していた時期に、Kさんもまた文章を書いて、生徒会長、学級担任教師、中部中学校長に「生徒会機関紙に掲載して欲しい」と申し出ているにもかかわらず、これが結局「全校生徒への影響」などを理由にして掲載を拒否された事実を明らかにするとともに、そのKさんの文章の全文を掲載した。そこで以下、92年11月19日付で作成されたKさんの文章の要旨を紹介しておくことにする。Kさんの転校の理由が「家庭の事情」だけにはとどまらないことが、よく知られると思うからである。

「私の意見を聞いて下さい。私は小さい頃から、髪の毛を短くすることが大きらいでした。それはくせ毛がひどく、髪の毛が伸びにくいからです。小学校低学年のとき『ライオン』とか『お前の母さんは日本人じゃない』とか『髪の毛が茶色』とか、よくからかわれては泣いて帰ったこともあります。クラスの中で、

私が一番髪の毛が茶色で気にしていました。

そして、学校で憲法も学びました。人権の本も読みました。髪の毛も絶対に切りたくないと思いました。そして思ったことは、今の中部中はおかしいということです。中部中の生徒の中でも、髪の毛を切りたくない人がたくさんいると思います。私は両親に手をついてお願いし、髪の毛を切らないで入学しました。今の中部中は、弁護士会の勧告も出たのに、頭髪検査があったりして、生徒が生徒をいじめているように感じます。両親にもつらい思いをさせていることも、私なりによく知っています。心の中で自分で解決しようと思ったことがあります。でも、できませんでした。かんじんな話は人の前で話せなかった。帰りの会で、今日は話そうと思ったことが何度かあったけど、言えませんでした。1年5組のクラス全員は、私の友達だと思っています。クラス以外にも友達はたくさんいます。

正しいとか正しくないとかの問題を、大人の頭で考えて言うのではなく、私たち生徒が自分の意志をもち、自由に意見が言えて、楽しい学校生活を送りたいです。ゼッケンとか、下着の色とか、自転車のこととか、手袋の色とか、リュックサックの色とか、はでな色とか、はででない色とか、先生は言います。頭髪のこと、私はみんなにもっと考えてもらいたかったし、先生に意見を出してほしかった。生徒会にまでいろんな意見を出してほしかった。頭髪の問題をきっかけに、いろんなことを学校に知ってほしかった。小学校ではそんなにきびしくない学校生活だったのに、公立の中学校がこんなにきびしいのはなぜですか。『自由にすれば乱れる』と校長先生は言いますが、自由になることは、もっとみんなが自分に責任をもつことだと思います。

『CHUBU NOW』の5号では、とてもとてもつらく悲しかったです。私は負けたくないから、いつもより学校で明るくしていました。そして、16日の頭髪検査、生徒が生徒をいじめているようで、もっと悲しくなりました。このままでは、生徒会や友達が信じられなく

なる自分が悲しいです。

19日、校長先生と電話で話しているとき、悲しくなって返事をするのが精一杯で、話ができなくなりました。お母さんに電話をかわってもらって、声をあげて泣きました。お母さんと校長先生の話が聞こえてきます。『学校は一つの組織、その中でついていけない者は、変人かわがままである』と、校長先生の声が聞こえてきます。校長先生、教頭先生、両親にひどく言わないで下さい。頭髪の自由化の行動をしたのは私です。中部中を私は今、全然信頼できません。校長先生、教頭先生に会うのがいやです。中部中に行くのがいやになりました。』

このようにKさん自身が書いており、しかもこれが生徒会新聞にも掲載されなかったとすれば、Kさんの転校の理由を「家庭の事情」だけで理解することは、到底不可能であろう。現代日本の学校が個性的な子どもたちを「変人」「わがまま者」などとして排除してきている実態を、この転校事件もよく物語っているといわなくてはなるまい。

(2) 以上で「考える会」の運動の足跡紹介をひとまず終えることにするが、ここまでの私の論述は、あるいは読者に本「考える会」が「頭髪自由化の達成」を課題とする運動体であるかのような印象を与えたかもしれないが、それは本「考える会」の、いわば第一期目の運動の主課題が「頭髪自由化の達成」に置かれたことからきている。しかし、この「考える会」可児支部は、管理主義教育の全体的改革を課題とする運動体であるから、私としても近く、その足跡紹介を通じて、この点をより具体的に明確にすることができるようになるに違いないと思っている。

#### P T A 民主化論について

——まとめにかえて——

現代日本における管理主義的教育および教育行政の改革の課題性については、私はすでに、拙著『教育基本法制と教科書問題』（改訂増補版、法律文化社、1991年）とか、同『教育基本法の立法

思想』(法律文化社, 1989年)などの中で, くり返して解明してきているつもりなので, ここであらためて, その現代的課題性を解明することはしない。しかし, 現代管理主義教育の改革をめざしている, この「子どもの人権と校則を考える会」岐阜県可児支部の運動をフォローする過程で, 今後解明を必要とする問題がいくつか浮上してきたように思われるので, それらの問題の中の2つについてだけ, 以下若干なり論究し, 本論文のまとめにかえることにしたい。

(1) 問題の第一は, 本論文第2節で論究した「教職員主導の学校改革」論と「父母主導の学校改革」論との関係の問題である。

かつて南原繁も明快に指摘していたように「教育は国民共同の事業である」ことは間違いない。しかし, いかにして教育を国民共同の事業に変えていくのか, そのための実践・運動の方法を問うことなしには, この「共同事業」論も単なる理念論に終わりがねない危機的な状況が生まれてきている。そうだとすれば, その「共同事業」に向けての変革を, 教職員主導と父母主導の, そのどちらで, その両者のどのような関係ですすめていくのか, この問題が解明されなくてはならないからである。また, 教職員と父母とがどのような形態で連帯し共同しながら学校改革・教育改革に取り組んでいったらよいのか, その共同形態のあり方も掘り下げて解明されなくてはならない問題である。

(2) 問題の第二は, 従来からのPTA論・PTA民主化論に関する問題である。

というのは, この「子どもの人権と校則を考える会」岐阜県可児支部は, 可児市立小中学校の父母たち有志の会員組織であって, 可児市PTA連合会でもなければ, あれこれの可児市立小中学校のPTAでもないから, 従来からのPTA民主化論者たちから, この岐阜県可児支部が各学校PTA等とは別個に, それとは独立して, 市教委交渉等から学校交渉まで, 独自に展開してきていることについて, あるいは「なぜPTA(各学校PTAあるいは市PTA連合会)を通じて学校・行政に対して教育改革要求を提起しないのか」というような疑問が出されるかもし

れないからである。

しかし, もしもPTA民主化論者が「教育改革・学校改革はあくまでもPTAを通して」ということを今後とも唱え続け, この岐阜県可児支部の誕生や運動に対して消極的な評価をすれば, そのように評価するPTA民主化論は正しくない。

その理由の第一は, 現代日本における管理主義教育体制の構造的特質はまた, それが生徒会およびPTAなどまで, 政治的・行政的な教育支配の機関に編入し, これらまでも学校の下請御用機関に変えてきてしまっているところにもあるからである。その上, この傾向は1980年以降, 政策的に格段に強化されてきているからである。

そのようなとき, 我々に必要なことは, なおも「教育改革はPTA民主化, 生徒会民主化を通して」などという伝統的筋論に固執し続けることではなく, PTAや生徒会の民主化のためにも, 父母や子どもの「結社の自由」を尊重して, PTA会員や生徒会会員の有志が自由に学校と交渉し行政と交渉することを承認することであろう。そうでなければ, PTAや生徒会の民主化も少しも達成されていかないのではないか。

その理由の第二は, 「父母の教育権行使はPTAを通して」ということには, 必ずしもならないからである。父母の教育権(第一次的養育責任)の行使形態は, PTAを通しての他にも, 多様でありうるし, 当然に多様であってよいからである。父母の「学校に対する権利」の行使形態に対して, あれこれの限定を設けることは, まるで実態に合っていない。例えば, 教師の体罰によって傷害を受けた子どもの父母が学校に抗議し, 体罰の一掃を要求したり, 体罰・暴力を生み出す管理主義教育の是正を要求したりする行動もまた, 父母の教育権行使にほかならないからである。

(3) すでに多くのPTA研究の成果が蓄積されてきているから, 従前のPTA民主化論についての具体的な検討も, 私の今後の研究課題としなくてはならないが, ここではさしずめまず,

P T A民主化論の代表的業績とみられる平湯一仁著『現代P T A入門』（新評論、1973年）等を取り上げ、これらについて若干検討しておくことにしよう。

① 本書は、1970年代初頭、すでにP T Aの不要論ないし消極論が出されていたが、これに対して「親の教育権を日常、具体的に行使する場としてのP T Aの役割、そのありかたを真剣に考える」という立場から執筆されたものである。当時すでに、平湯は次のように書いていたが、なかなか鋭く状況を把握してみせたものであった。

「教育の国家統制は、既成事実を積み重ねることによって、着々と体制をととのえ、いま、学校の管理体制の強化で、その最後の仕上げをいそいでいます。父母に対して『もの言わぬ』教師、P T A活動をさける教師がふえたということは、教師を父母から引き離して、権力機構の末端に組みこもうというたくらみが効を奏しているということでしょう。親だけでは子どもはまもれません。教師もまた、親のささえがなければ、かつてのように、教え子を戦場にかりたてなければならぬようなはめに追いこまれるでしょう。」（同、12頁）

このような状況認識に立った上で、平湯は「親＝国民の教育権ということを中心にして」考えてみると、もちろん「国民の教育権を行使する組織は、P T Aだけではありません」とも書いてはいたが、やはり「P T Aのたてなおしを真剣に考えるということにいきつくのではないのでしょうか」と書いていた（同、12頁）。親の教育権行使の場として、第一にP T Aを考えていたことは間違いない。

この点は、次のような平湯の問題提起からも、よく知られるであろう。

「(学校はいま)権力機構にくみこまれて、親たちの手のとどかぬところをもっていかれようとしています。教師たちも、親＝国民の信託にこたえる教育ができにくくなっています。しかも行政は、そのほんらいのしごとである教育条件の整備を怠けています。こうした具体的条件のなかで、P T Aは何をしたらよい

かということになりましょう。」（同、92頁）

このように書いた上で、P T Aの任務は「学校を親＝国民のものにとりもどし、その信託にこたえうるものにするということです」（同、92頁）と答えていたからである。

② しかし、親の教育権そのものについては、平湯は相当に的確な把握をしてみせていた。「子どもの将来に責任をもたなければならないのは、まず親であるということは明白です。そこから、自然に、子どもに対する親の権利が認められるということになります」と書いて（同、55頁）、続けて次のように書いていたからである。

「むろん、親に教育権があるということは、わが子をどのように教育してもいいということではありません。親は、子どもをしあわせるために真実を学ばせる義務と責任があり、その義務と責任を果たすための権利をもつということです。具体的にいえば、文部省や教育委員会が、行政上の責任を果たしていなければ、それを完全に果たさせる権利があり、教育行政としての任務を逸脱して、教育のなかにまで不当な干渉をしている事実があれば、これをやめさせることができるということです。学校＝教師が、子どもの真実を知る権利を保障しないで、まちがったことを教えていたり、憲法や教育基本法にそわない教育をしていたりすれば、それを改めさせることができるということです。」（同、56～57頁）

このように書いた上で、さらに続けて「もっと正確に言えば、子どもたちの学習権を保障する責務をもつ親＝国民は、積極的にそういう権利を行使する義務をもつということです。子どもの学習権を妨害するものに対しては抵抗しなければならないということです。親＝国民の教育権というのは、そういうなかみをもったものとして理解されなければならないでしょう」とも書いていた（同、57頁）からである。

③ このような親の教育権の認識の上に立って、平湯はまた、教師の教育権そのものについても、相当に的確な把握をしてみせていた。教師は「たえず父母に接して、その願いや要求を

たしかめ、それを日常の教育活動にいかしていくことなしには、教師の本務を全うすることはできない」とまで書いていた(同、66頁)からである。

「教師は、教育権をもつ国民の信託をうけているからこそ教育する権利をもつのです。その権利は、親＝国民の信託にこたえるためにこそ行使すべき権利です。親が子どもを学校にあずけたのは、真実を学ぶという子どもの権利を保障する責務を果たすためですから、その親の信託にこたえるということは、子どもの学習権を保障する教育を行うということです。教師の教育権は、そこから生じます。親＝国民の信託にこたえて、子どもの学習権を保障するためには、教育のなかみや方法について干渉し、子どもたちの学習権を妨害する不当な勢力や、学習権を保障するための条件整備を怠っている行政に対しては断固として、その教育権を主張しなければならないということです。」(同、59頁)

したがって、さらにすすんで、教職員は「親の信託にこたえるためには、親の願いがどこにあるかを、たえず問いなおし、たしかめておかなければなりません。したがって父母との接触は、本務をより有効に果たすためには、どうしても避けることのできないことでしょう」とも述べていた(同、65頁)からである。

しかし、現代管理主義教育体制の中で、果たして教職員によっていま、このような形での本務の遂行が容易に可能なであろうか。

このように説いていたかぎり、この平湯のPTA論もまた「教職員主導の教育改革」論であったし、親を教育権行使の主体としてはいまだとらえ切ってはいなかったと思われる。

(4) この『現代PTA入門』という著書が親の教育権の行使の場として、もっぱらPTAのことについて論じていたことを問題にすることは、あるいは適切なことではないかもしれない。本書もPTA論の一つであるからである。しかし、本書が「親＝国民の教育権ということを原点にして考えてみる」というのであれば、PTA民主化の問題と合わせて、父母の教育権の、

その他の多様な行使形態にも論及していかなくてはならなかったのではないかとも思われるのである。さもなくば、結局のところ、その当のPTAの民主化さえも達成されていかないと考えられるからである。親の教育権の法制度的な保障と確立に、従来からのPTA民主化論がこれまでに果たした役割(その意義と限界)について、いまや相当に厳密かつ厳格な検討が必要ではないかと思われる。まさに「PTAについての論議は、PTA発足時から続いている。しかし、今日、問われているPTAの意味と課題は、これまでと同じではない」から、「PTAの理論と実践は、明暗の入りまじった今日、その意味が問われている」のであり、また「80年代の学校問題の基本が子どもの人権問題にあったとすれば、その問題にPTAがどう取り組んできたのか、取り組みなかったとしたら、それはなぜか」ということの検討は、90年代のPTA論にとって避けられない課題である」(今橋盛勝著『いじめ・体罰と父母の教育権』岩波書店、1991年、37～38項)といわなくてはなるまい。

それにもかかわらず、いまなおPTA民主化に過大な期待を寄せ、PTAは「教育を攻撃し、教育をゆがめるものと断固たたかい、あくまで民主主義教育をまもりつらぬく団体であり」、PTAは「もともと教育運動を使命とする団体」であると説き続けている論者もいる。(例えば、青木一「PTAに望みがもてなくなったあなたへ」雑誌『母と子』92年9月臨時増刊号『不思議なPTA』所収)。この小論の中で、青木は「PTAは、PもTもその会員であるかぎりには、すべて、まったく対等・平等の権利の上に立っているものです」などと説いたり(同、11～12頁)、さらにPTAに疑問を感じ始めたPTA消極論者に対して、次のような非難を加えたりしている。

「今ほど教育が、社会問題になり国民の論議をよんでいるときは、今までの日本にはなかったことです。これは、教育が攻撃をうけ、もろにゆがめられて荒廃の極に達し、危機的様相を示しているからでしょう。だから、今こそPTAがその本来の姿に立ちかえり、その機能を十全に発揮して、教育を国民の手に

とりかえさなければならぬときなのです。」  
「PTAから逃げたり、はなれることは、今の教育の荒廃や、教育の危機をもたらす側に加担することです。いわば教育をだめにするものの側に立つことです。すなわち、教育をゆがめている元凶と共犯関係に立つことなのです。」（同、12～13頁）

青木に必要なことは、PTA消極論者に対して「教育をだめにした共犯者的存在である」（同、13頁）などと最大級の非難を浴びせることではなくて、むしろ父母の教育権行使の多様な形態を豊かに示唆することであつたらう。青木もまた「父母の教育権行使の場はPTA以外にはありえない」というような伝統的・固定的な観念から、そろそろ脱却すべきときではないかと思われる。

(5) これに対して、今橋・前掲書による課題提起は、よほど説得力がある。

今橋はまず「PTAにおける父母会員と教師会員の関係が対等であることは一般的にむづかしい。父母会員と教師会員の関係に、子どもをばさんだ父母と教師・学校の非対等関係が色濃く投影している」などと述べ（同、43頁）、PTA内ではPとTとは対等であるという理念的な把握を退けている。なぜPとTとは不対等となるかといえば、今橋によれば、PとTとは同じPTA会員でありながら、Pは子どもをTに託しているという立場上、できるだけ波風を立てず穏やかにTとやっていきたい、Tとよい関係をつくり子どもの利益を図りたいなどと考えるから、「学校の教師が困り嫌がるような問題、対立を生ずるような要望や批判は、子どもの人権問題であろうとなかろうと、PTAには持ち込まない、PTAでは扱わないという関係者の心理と対応が生まれる」ことになるからである（同、42～43頁）。そうだとすれば否定なく、次のような問題が生ずることにならざるをえない。

「わが子がひどい体罰をうけたり、ことばによる辱めをうけたり、部活のしごきに気づいたり、前年まで理解していた教科の授業がわからなくなったりした時、個々の父母はPTA会員としてしか発言し、改善を要求できな

いのであろうか。PTAで論議してもらい、賛成を得られなければ教師や学校に言えないのであろうか。」（同、45頁）

今橋は事実、このように問題を提示し、これに対して「個々の父母には、学校と教師に対して、PTA会員という地位とは別に、わが子の教育に関わって、固有な責任と権利がある」と解答し（同、45頁）、個々の父母にも、また集団としての父母にも、坂本秀夫のいう「学校に対する権利」としての固有な教育権があることを明示している。そしてその上で、そのような教育権を父母（集団）が行使していくためには「弱者で孤立しやすい父母が無視されないだけの自力をつけ、結集していかなければなりません。学習し、情報を交換し、父母の教育権を行使していく力量をつけていく必要があります」[「教育的・社会的影響力を持てる自前の組織が必要です」]などと書いている（同、66頁）が、本論文第3節で紹介してきた岐阜県可児支部こそ、そのような「父母の自前の組織」の一つだといつてよいであろう。

今橋の提言のうち、とくに注目すべきは、次のような提言である。

「子どもの人権をふまえた学校づくりという課題は、子どもの権利条約との関係で明確になりつつある、しかし、その課題が現実のものとなるためには、（学校が）父母の教育権によって支えられなければならない、父母と学校の関係が大きく変わっていかなければならない。」（同、50頁）

『『父母の教育権と学校参加』論は、教師の教育権論を否定するものでも、軽視するものでもありません。父母自らの教育に関する人権・権利の承認と確立を主張しているにすぎません。子どもの教育と人権・権利を守っていくためには『教師の教育権』という一本の柱だけでは本来的に限界があり無理であることは、80年代を通して明確になっており、『父母の教育権と学校参加』という、もう一本の柱が必要・不可欠であると考えています。」

（同、67頁）

これらの提言が「父母主導の学校改革」論に

通ずる提言であることは明白であろう。

なおまた、今橋は別の箇所ですべて「現在、見直さなければならぬ最も中心的問題の一つは次の一点である」と前置きして、次のように述べているが、まことに注目すべき提言であるといわなくてはなるまい。

「学校教育と地方教育行政は公教育・行政にふさわしく、父母・住民・生徒の教育意思・要求・批判を制度的・日常的に汲み上げ教育的合意を形成しながら展開されなければならないという基本原理がほとんど機能していないだけでなく、教育関係者のふまえるべき憲法的・教育法的原理であるという確認すら必ずしもえていないことである。」(今橋盛勝『学校教育紛争と法』エイデル研究所, 1984年, 3頁)

そして、さらに今橋は、公教育を支えてしかるべき「教育・教育行政の地方自治・住民自治」「教育の地域性」などの教育法原理が「きわめて不十分にしか機能しておら」ない上に、さらには「その教育法原理を日常的に作動させる教育法制度・システム・ルートが全くといっていいほど存在せず、理論的・運動的にも究明・構築されてこなかった」とか、父母・住民・生徒の教育権に「具体的権利性を付与する課題が残されている」などと指摘している(同, 4頁)からである。これらの今橋の指摘についても、まことに的確な指摘だといわざるをえないであろう。

そして私自身としては、ここで今橋が指摘している教育法原理、とりわけ「父母・子どもの学校参加」の原理を、まさに日常的に作動させる教育法制度・システム・ルートとして、現代ドイツの学校参加法制が一つの貴重なモデルを提供しているのではないかと考えるのである。

(6) ごく最近に出版された貴重な労作、日本弁護士連合会編著『子どもの権利条約と家族・福祉・教育・少年法』(前出)の研究成果に照らしても、さらにこの岐阜県可児支部の存在価値を浮上させる必要があるが、この仕事も機会をあらためて試みることにしよう。